

中央市子どもの貧困対策推進計画

平成30年3月

中 央 市

はじめに

厚生労働省の「国民生活基礎調査」によれば、平成24年の子どもの相対的貧困率が過去最高の16.3%と発表され、6人に1人が貧困状態にあるといわれるようになりました。

そのために国では、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を施行し、同年8月には「子どもの貧困対策に関する大綱」が策定されました。山梨県でも、平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定して、子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることなく、健やかに成長するための支援体制の整備を進めております。



本市においても、市民の皆様からのアンケートや、教育・福祉・就労支援に係わる関係機関の方からのヒアリングを実施し、昨今の子どもたちの厳しい社会環境や生活に係わる実態把握に努め、市民の皆様のご意見を反映させながら、「中央市子どもの貧困対策推進計画」を策定いたしました。

本計画は、「教育の支援」「生活の支援」「保護者に対する就労の支援」「経済的支援」の4つの支援を柱としております。地域を担う子どもたちの成長を見守り、貧困が世代を超えて連鎖をしない支援体制の構築を図り、子どもたち1人ひとりが未来に向かって誇りを持って生きて行けるよう、誕生から社会的自立に向けて子どもの発達、成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援対策を推進してまいります。

貧困に起因する様々な困難の解消を図り、子どもたちの健全な成長の支援を進めていくため、今後も国や県と連携を図りながら、地域の皆様や学校、関係機関が一体となって取り組んでいきたいと考えております。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力をいただき、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、ヒアリングにご協力をいただいた関係機関の皆様、慎重なご審議をいただきました中央市子どもの貧困対策推進計画策定検討委員の皆様のご協力に対しまして心から感謝申し上げます。

平成30年3月

中央市長 田中久雄

目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の性格と位置づけ	3
3 計画の対象.....	3
4 計画の期間.....	3
第2章 子どもを取り巻く現状と課題.....	4
1 子どもの貧困に関する現状	4
(1) 相対的貧困率	4
(2) 就学援助を受けている児童生徒数	6
(3) 生活保護世帯等の状況	9
(4) ひとり親世帯の状況	12
(5) 外国人住民の状況.....	15
2 アンケート調査にみる中央市の子どもの生活	17
3 関係者へのヒアリング	36
4 子どもの貧困に関する課題	40
(1) 子どもが抱える課題	40
(2) 保護者が抱える課題	41
(3) 学校、行政、地域等が抱える課題	42
(4) その他の課題	42
第3章 計画の基本的な考え方.....	43
1 基本理念	43
2 基本方針	43
3 重点項目	44
第4章 具体的な施策の方向性.....	45
1 教育支援の充実	45
2 生活支援の充実	47
3 保護者に対する就労の支援の充実	53
4 経済的支援の充実.....	54
特記事項（ひとり親家庭への支援）	56
第5章 子どもの貧困に関する指標	58
1 子どもの貧困に関する指標一覧（国の大綱による指標）	58
2 中央市が目指す子どもの貧困に関する目標値.....	60
第6章 計画の推進（誰もが参加しやすい地域づくり）	62
1 社会的理解の促進に向けて	62
2 連携・協働による推進体制の構築	63
3 計画の進行管理	65
資料編.....	66

1	子どもの貧困に関する関係部署・団体等一覧（申請・相談窓口の紹介）	66
2	策定の経緯.....	67
3	中央市子どもの貧困対策推進計画 策定検討委員名簿	67
4	山梨県が実施した「やまなし子どもの生活アンケート」について（一部抜粋）	68

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

子どもは親にとってはかけがえのない、唯一無二の宝物であり、また、子どもはその親だけでなく、その地域社会を担う人材として無くてはならない存在です。また、子どもは親や地域の見守りのなかで、自らの夢や希望に向かって生きる権利を持っている存在でもあります。

他方、近年、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右され、特に経済的な理由で、自らの夢や希望に向かって生きる権利を手放さざるを得ない子どもたちが少なくない状況があることも事実です。

その理由としては、高齢化の進展による介護離職、離婚率の上昇によるひとり親家庭の増加、長期にわたる不況や低成長による終身雇用制の崩壊と正規雇用の絞りこみなど、賃金・所得の格差拡大が進んだこと等が指摘されています。

国においては、平成21年10月、政府として初めて我が国の相対的貧困率及び子どもの相対的貧困率を算出しました。これによると、平成18年の貧困率は15.7%であり、平成9年の14.6%と比べ増加傾向にあります。また、平成25年国民生活基礎調査によると、平成24年の子どもの貧困率は16.3%となり、子どもの約6人に1人が貧困状態にあるとの報告がなされています。

このような状況に対して、平成26年1月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、同年8月には、子どもの貧困対策を総合的に推進するため「子供の貧困対策に関する大綱」が制定されています。この大綱には、子どもの貧困に関する25の指標が設定されており、この指標の改善に向けて、重点施策となる、①教育の支援、②生活の支援、③保護者の就労に関する支援、④経済的な支援についての4つの具体的支援の内容が明示されています。

また、山梨県では平成28年3月に「やまなし子どもの貧困対策推進計画」を策定し、「～すべての子どもが夢や希望を抱き、たくましく、しなやかに成長し、やまなしの未来を拓くために～」の基本理念のもと、上記の4本柱による具体的な支援の方向性が示されています。併せて、各種関係団体等との連携・協働が重要との認識にたち、(1) 社会福祉協議会やNPOなどの関係支援団体などとの連携・協働、(2) 地域社会との連携・協働、(3) 企業との連携・協働の3本柱が掲げられ、地域が一体となって子どもの貧困対策の推進に取り組むこととしています。

こうしたなか、中央市では地域の未来を担う子どもたちは地域の一番の宝であり、子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることがなく、親から子への貧困の連鎖が起きないように支援していく必要があるとの考えのもと、一人ひとりの子どもが家族と地域と未来に誇りをもって生きていけるよう、その誕生から社会的自立に向けた切れ目のない総合的な支援体制の構築に向けて、新たに「中央市子どもの貧困対策推進計画」を策定することとしました。

本市では、「子どもの貧困はまったなし」との考えのもと、平成28年5月に市教育委員会・NPO法人フードバンク山梨の三者で「子どもの貧困対策連携協定」

を締結し、県内自治体で初めての試みとして、夏休み等の長期休暇中の子どもたちの欠食を防止するための集中的な食糧支援を開始しました。

本計画では、本市の子どもの貧困の現状把握を行うとともに、子どもの貧困問題に関する地域社会の理解を深め、問題を抱える保護者と子どもが安心して声を上げ、必要とする支援に手が伸ばせる地域社会の実現に向けて、行政、学校、支援者間での連携・協働による重層的なセーフティネットの構築を目指します。

2 計画策定の性格と位置づけ

本計画は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」第4条に規定する「地方公共団体の責務」として、国や県と協力しつつ、子どもの貧困対策に係る本市の施策を総合的に推進するための計画とします。

本計画は、国の「子どもの貧困対策に関する大綱」及び山梨県の「やまなし子どもの貧困対策推進計画」とも整合を図り、現在策定中の「第2次中央市総合計画」、「中央市子ども・子育て支援事業計画（平成27年3月）」や「中央市第2次地域福祉計画（平成29年3月）」、「第1次中央市教育振興基本計画」などにおける課題や基本的な考え方なども考慮して一体的に推進する計画とします。

3 計画の対象

「子どもの貧困」の明確な定義は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」や「子供の貧困対策に関する大綱」にも見当たりません。

しかしながら、現実には経済的困窮などに起因して、子どもの成長や学習に必要な物が不足していたり、社会的・文化的な経験の機会が得られない状況があります。さらに、将来の夢に向かって高度で専門的な知識や技能を身につけるための高等教育を受けるための進学等の道が奪われるケースがあることなどから、本計画では社会生活を営む上で支障を抱える、いわゆる相対的貧困の状態にある妊娠期から高校卒業程度までの子どもとその家庭を対象とします。

4 計画の期間

「子どもの貧困対策に関する大綱」は、平成26年8月から平成31年8月までの5年間で政府が取り組むべき重点施策を柱に策定されています。

また、「やまなし子どもの貧困対策推進計画」の計画期間は、平成28年度から平成31年度までの4年間となっています。

本計画は、国や県の施策と連動しつつ、平成30年度から平成34年度までの5年間の計画期間として、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 子どもを取り巻く現状と課題

1 子どもの貧困に関する現状

(1) 相対的貧困率

子どもの相対的貧困率は、平成24年には過去最高の16.3%で、子どものおよそ6人に1人が貧困状態となっていました。その後、平成27年には13.9%（7.2人に1人）と改善がみられたものの、依然としてその深刻な状況はかわっていません。

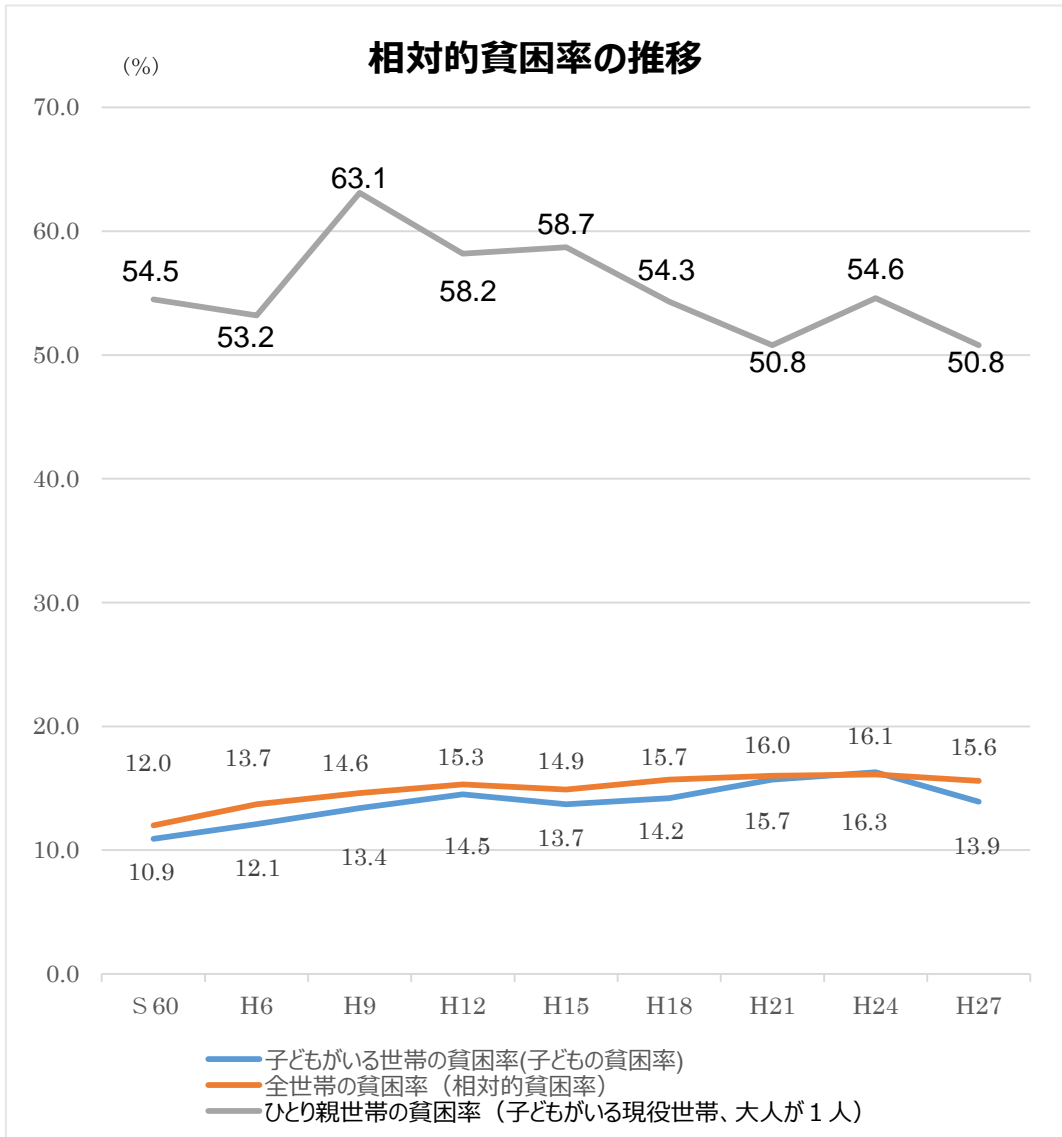
また、子どもがいる現役世帯の相対的貧困率（注1）は、平成24年の15.1%から平成27年には12.9%と改善されたものの、このうち大人が1人の世帯においては平成27年には50.8%と5割を超える状況にあり、大人が2人以上いる世帯に比べて非常に高い水準となっています。

相対的貧困率の状況（全国）

調査年	昭和 60年	平成 6年	9年	12年	15年	18年	21年	24年	27年
相対的貧困率	12.0%	13.7%	14.6%	15.3%	14.9%	15.7%	16.0%	16.1%	15.6%
子どもの貧困率	10.9%	12.1%	13.4%	14.5%	13.7%	14.2%	15.7%	16.3%	13.9%
子どもがいる現役世帯	10.3%	11.2%	12.2%	13.1%	12.5%	12.2%	14.6%	15.1%	12.9%
大人が1人	54.5%	53.2%	63.1%	58.2%	58.7%	54.3%	50.8%	54.6%	50.8%
大人が2人以上	9.6%	10.2%	10.8%	11.5%	10.5%	10.2%	12.7%	12.4%	10.7%
等価可処分所得（名目値）	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円
中央値（a）	216	289	297	274	260	254	250	244	245
貧困線（a/2）	108	144	149	137	130	127	125	122	122

出典：平成28年国民生活基礎調査（厚生労働省）

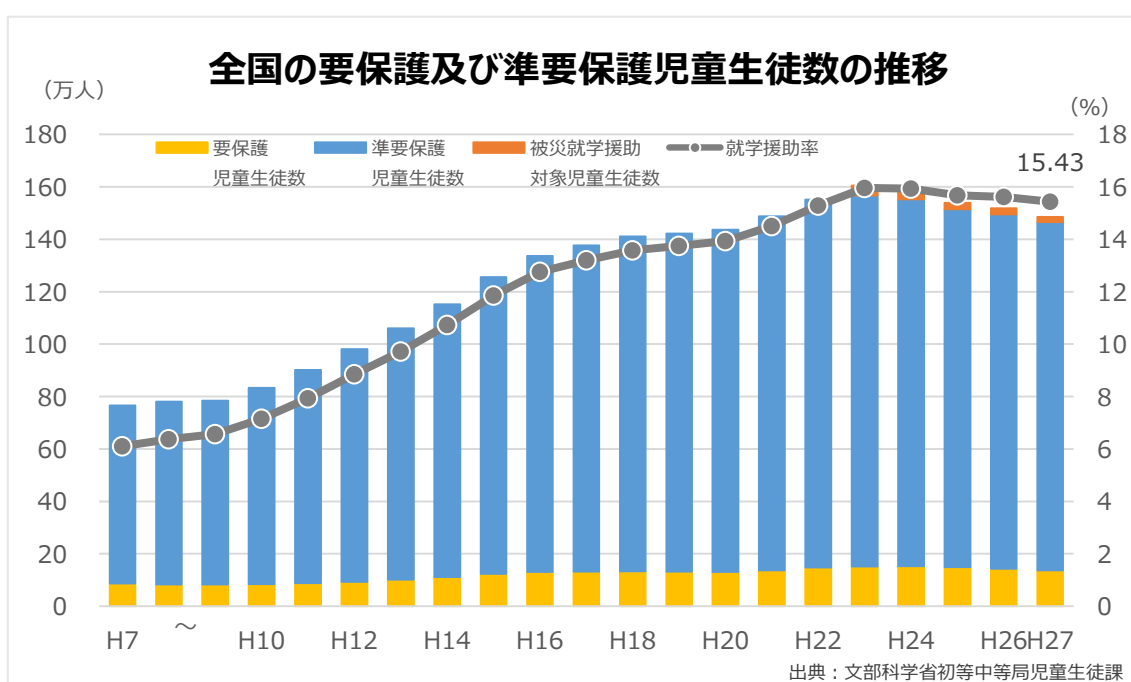
- ※1 相対的貧困率とは、OECDの作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものを用いて算出
- ※2 平成6年の数値は兵庫県を除いたもの
- ※3 大人とは18歳以上の者、子供とは17歳以下の者、現役世帯とは世帯主が18歳以上65歳未満の世帯をいう
- ※4 等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く



(2) 就学援助を受けている児童生徒数

学校教育法第19条において「経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対しては、市町村は必要な援助を与えなければならない。」とされています。

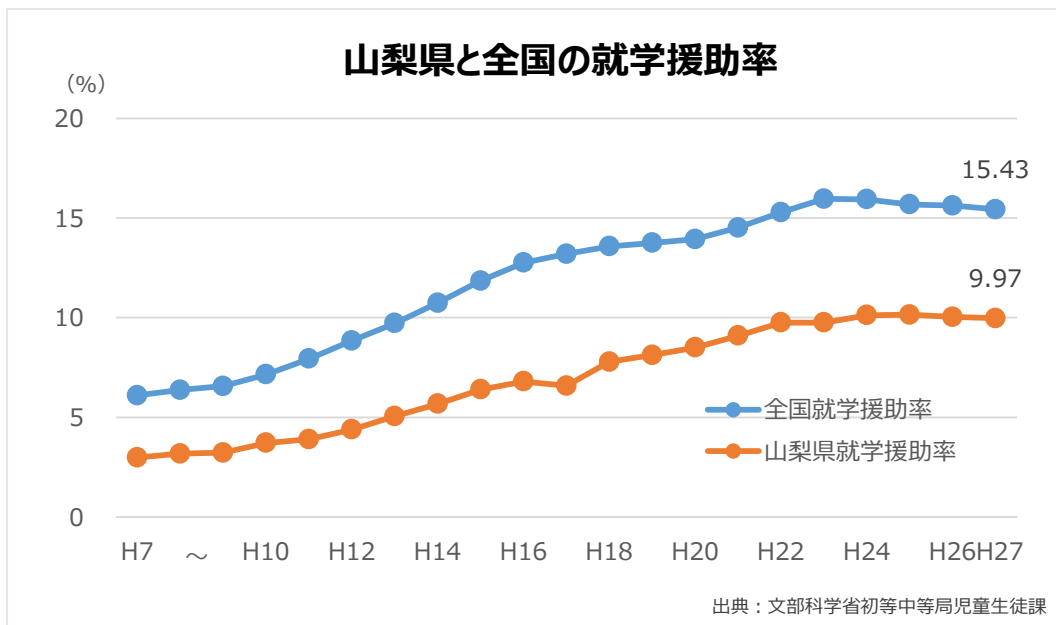
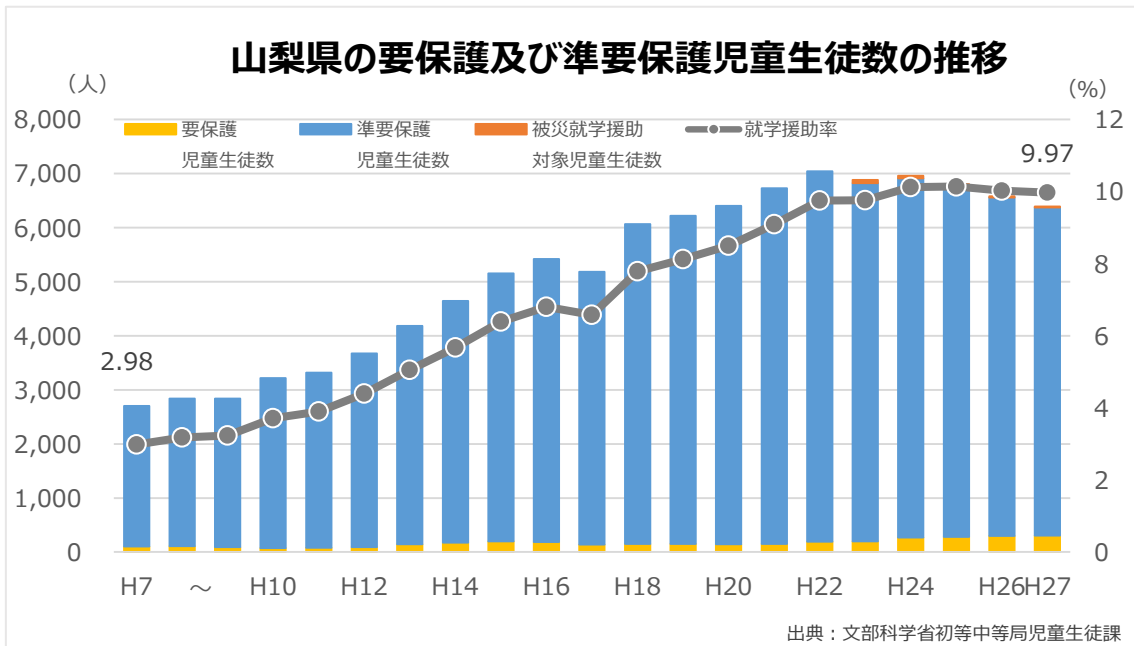
就学援助の対象者は、「要保護者※1」と「準要保護者※2」に区分され、全国の要保護及び準要保護児童生徒数（小・中学生数）の状況は、平成27年度で要保護者が136,798人、準要保護者が1,329,336人、被災就学援助対象者が18,952人の合計1,485,086人となっており、平成23年度をピークに近年は減少しているものの、就学援助率は15.43%と約6.5人に1人は就学援助を受けています。



※1 生活保護法第6条第2項に規定する要保護者

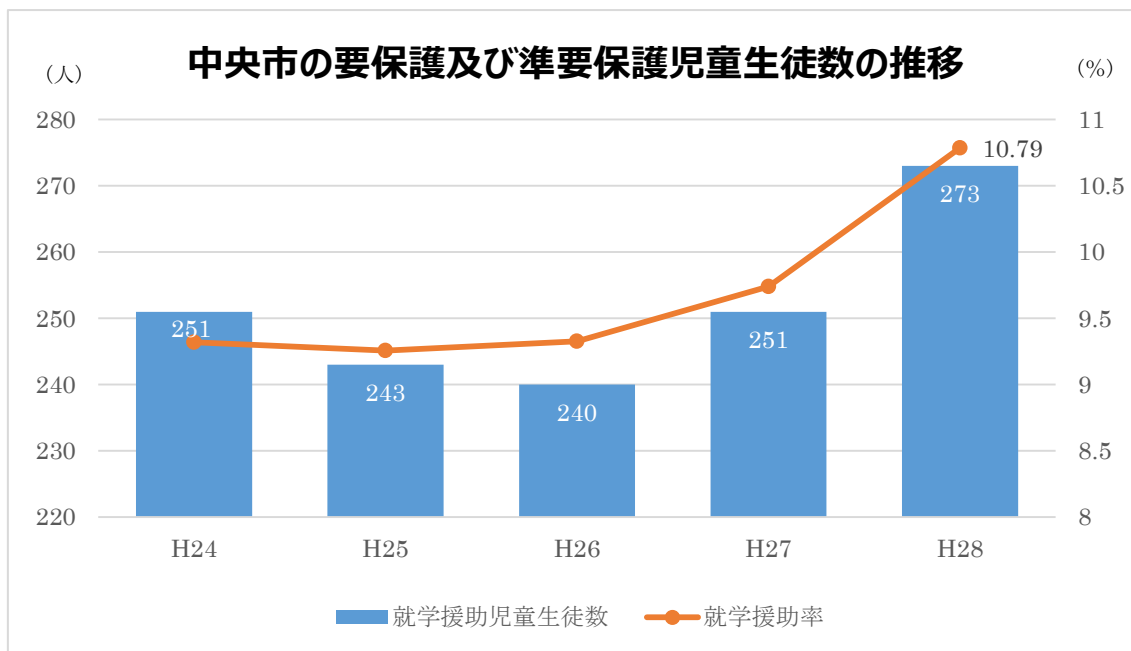
※2 市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認められる者（認定基準は各市町村が規定）

山梨県の要保護・準要保護児童生徒数の合計数は、平成27年度で合計6,391人となっており、就学援助率は9.97%と約10人に1人は就学援助を受けています。



本市の要保護・準要保護児童生徒数は、平成28年度で合計273人となっております。近年、増加傾向にあります。

また、就学援助率も約10.8%と県平均をやや上回り、約10人に1人は就学援助を受けている状況です。

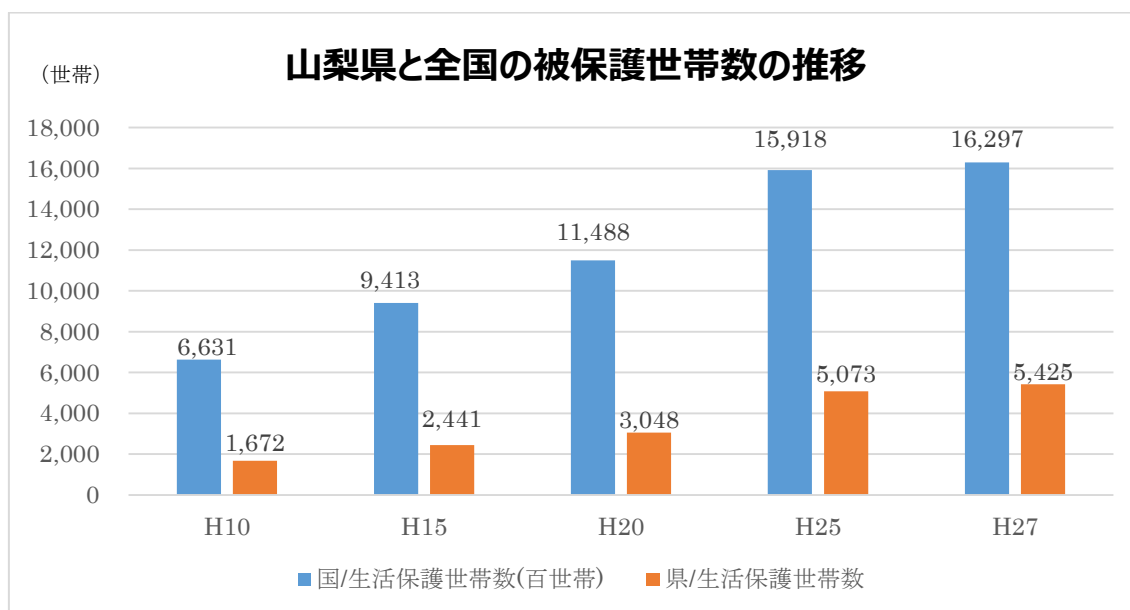


出典：中央市教育委員会教育総務課

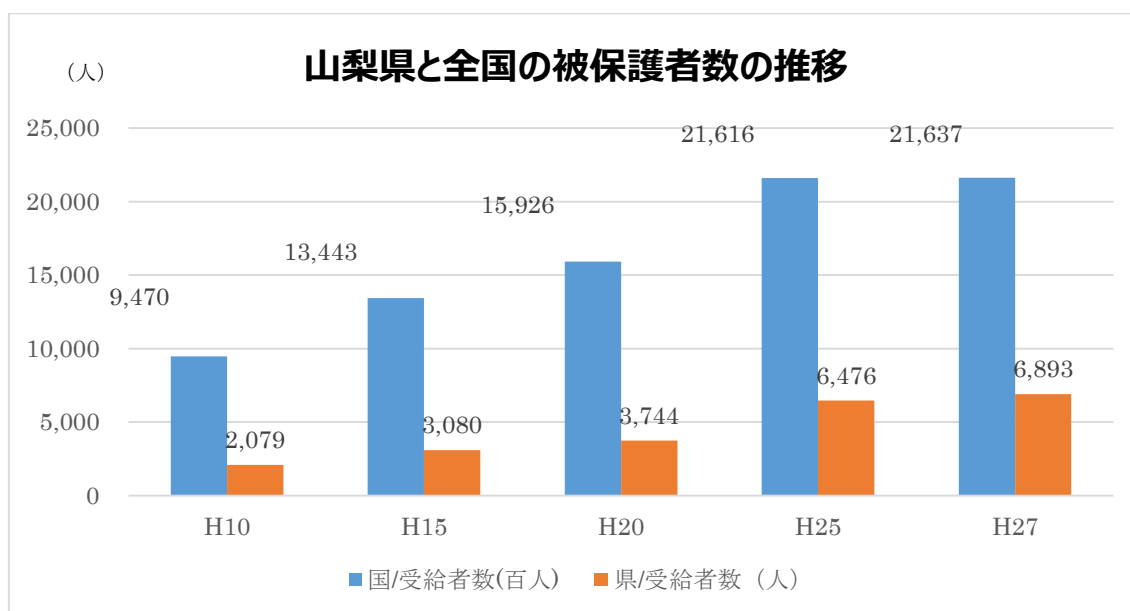
(3) 生活保護世帯等の状況

被保護世帯は、全国では平成20年前後の世界金融危機後に急増しており、平成26年に入ってから、ほぼ横ばいで推移しています。

山梨県の場合をみると、平成20年度の被保護世帯数3,048世帯、被保護者数3,744人から、平成27年度には同5,425世帯（2,377世帯、78.0%増）、被保護者数6,893人（3,149人、84.1%増）と世帯数、保護者数とも大幅に増加しています。

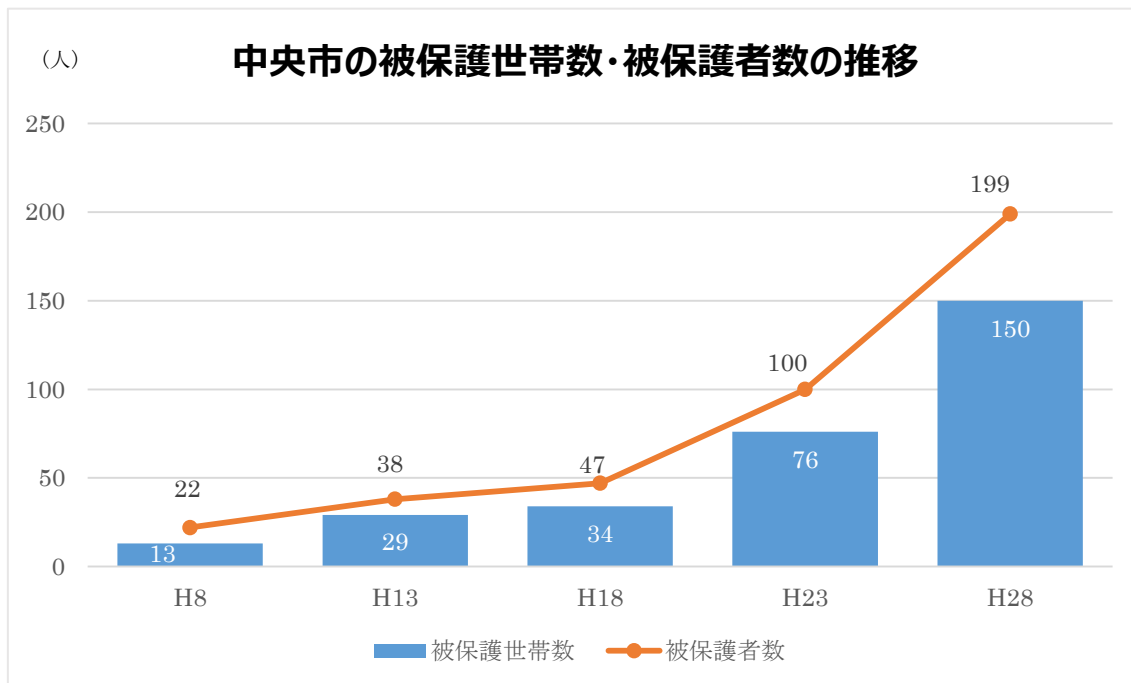


出典：山梨県統計データバンク



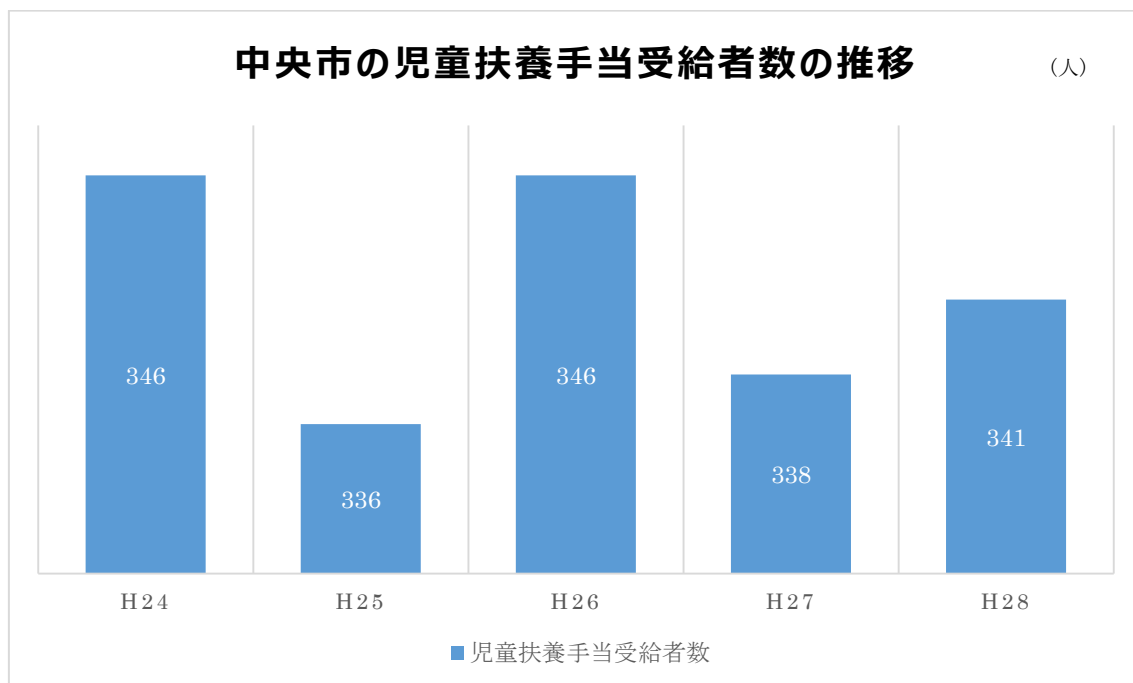
出典：山梨県統計データバンク

本市の被保護世帯数・被保護者数は、平成28年3月末現在で150世帯、199人となり、10年前の平成18年3月末の34世帯、47人と比べて大幅に増加しています。



出典：山梨県統計データバンク

本市の児童扶養手当（※3）を受給する子どもの数は平成28年4月現在で合計341人となっており、ここ数年は340人前後でほぼ横ばいで推移しています。

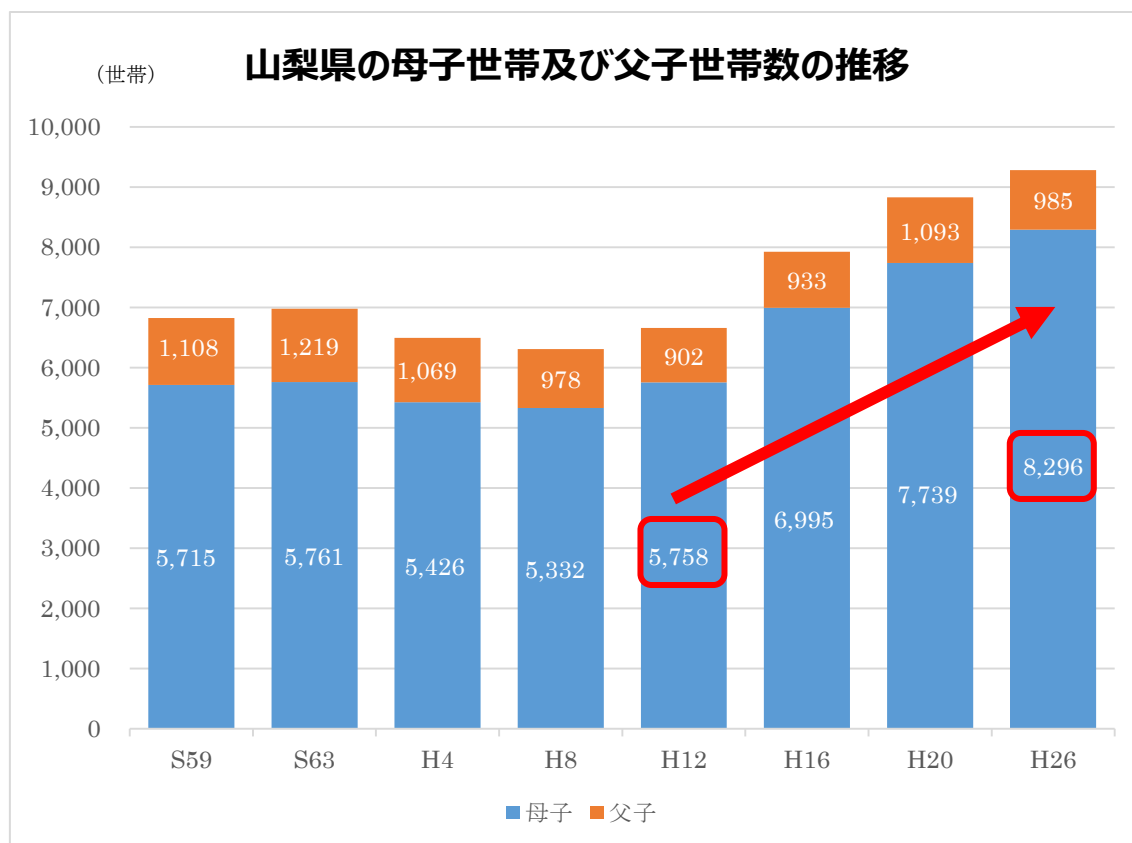


出典：中央市子育て支援課

※3 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づき、ひとり親家庭の父または母、祖父母などの養育者に対し、生活の安定や子供の福祉の増進を目的として支給される手当。ひとり親家庭以外では、父や母が一定程度の障害をもつ場合や、父や母が配偶者からの暴力により裁判所から保護命令を受けている場合にも支給される。対象となるのは18歳までの児童（一部は20歳まで）で、手当の月額額は児童の数や受給資格のある人の所得に応じて異なる。

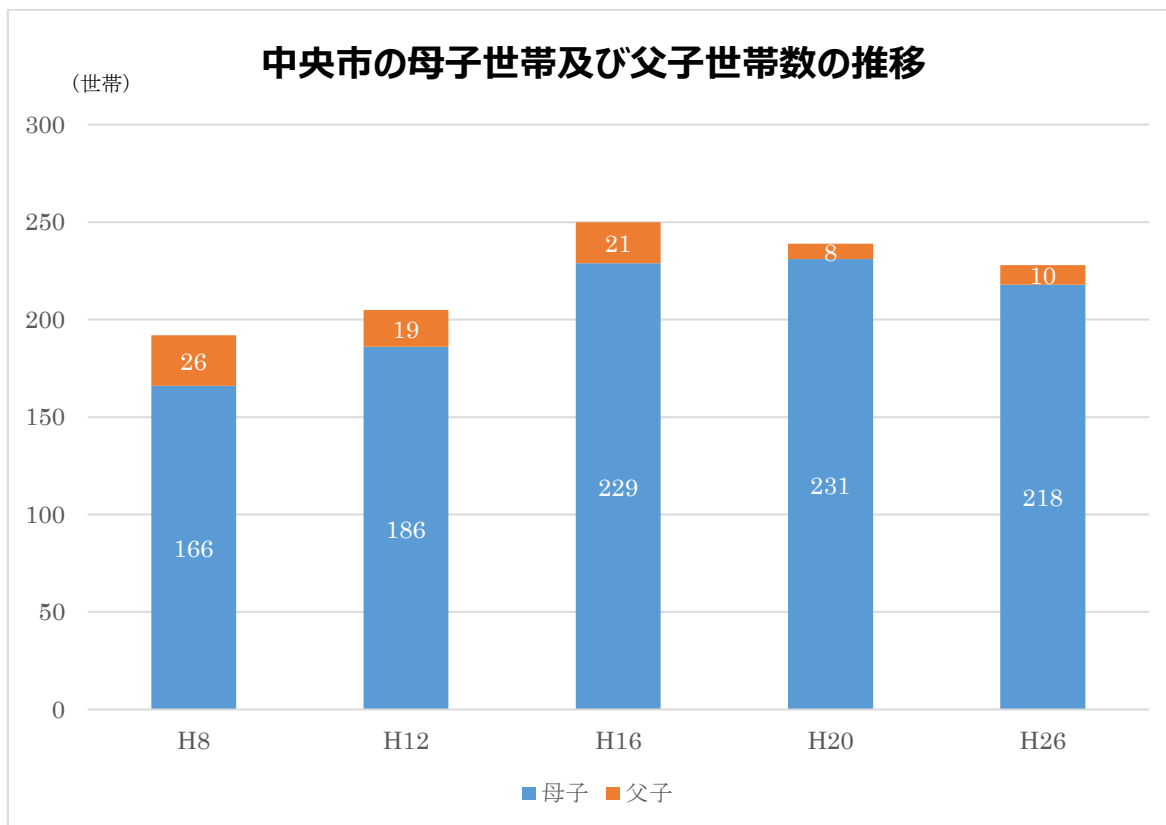
(4) ひとり親世帯の状況

山梨県のひとり親世帯の状況については、平成12年から増加しており、特に母子世帯数は平成26年に8,296世帯と、平成8年の5,332世帯に比べて1.6倍と大幅に増加しています。



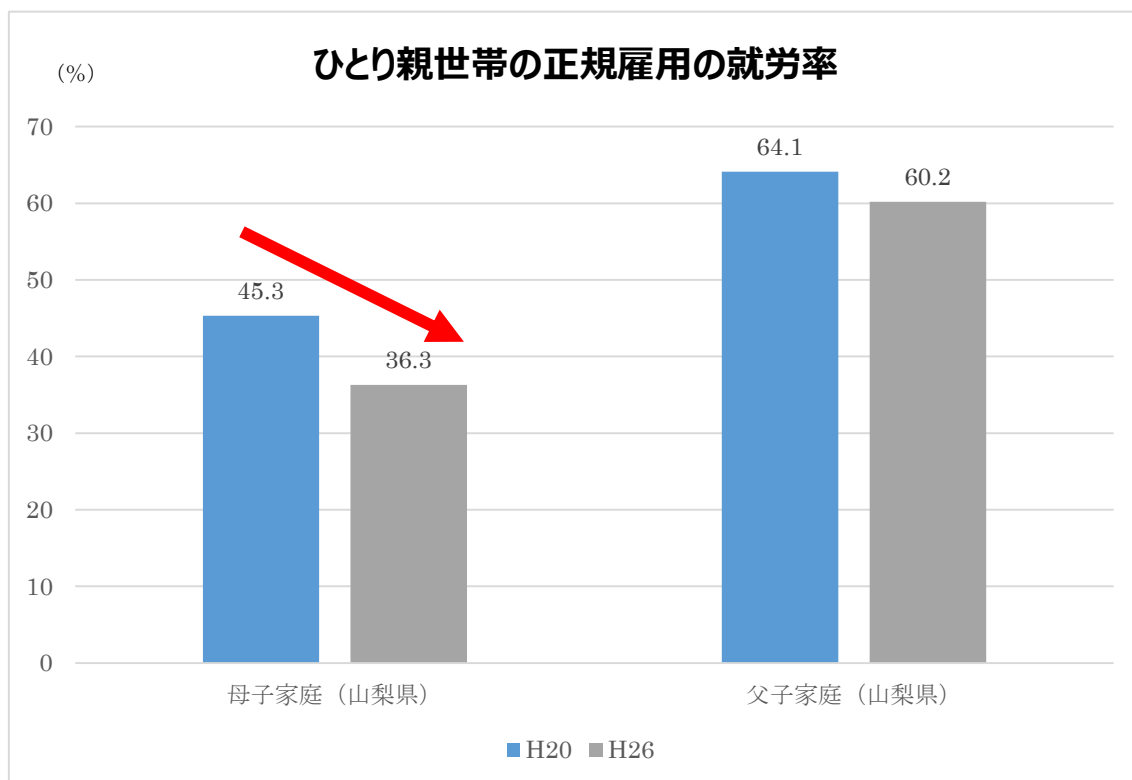
出典：山梨県統計データバンク

本市におけるひとり親世帯は、平成26年には228世帯（母子世帯218世帯、父子世帯10世帯）となり、平成8年の192世帯（母子世帯166世帯、父子世帯26世帯）に比べて増加しており、母子世帯は1.3倍となっています。



出典：山梨県統計データバンク

ひとり親世帯の正規雇用の状況について、山梨県の状況をみると、母子世帯では平成20年度の45.3%から平成26年度には36.3%と9.0ポイント、父子世帯では平成20年度の64.1%から平成26年度には60.2%と3.9ポイントそれぞれ減少しており、雇用の劣化（非正規化）がみられます。



出典：全国母子世帯等調査

※ 母子家庭（全国 平成23年度）39.4%

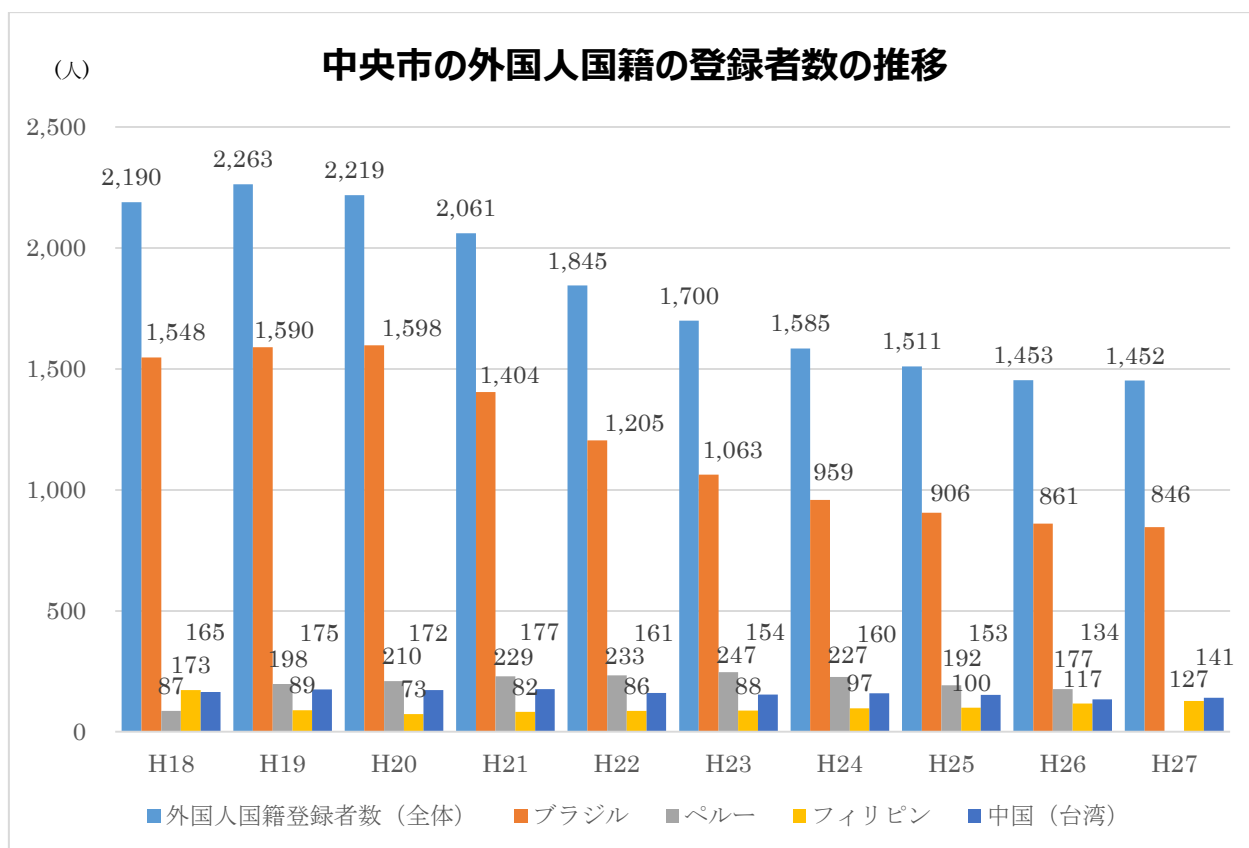
※ 父子家庭（同） 67.2%

(5) 外国人住民の状況

本市の外国籍の住民人口は、平成19年の2,263人をピークに減少しており、平成27年では1,452人となっています。

県内市町村のなかでは甲府市に次いで2番目に多く、ブラジル国籍の方が全体の約6割程度を占めて最も多い状況にあります。

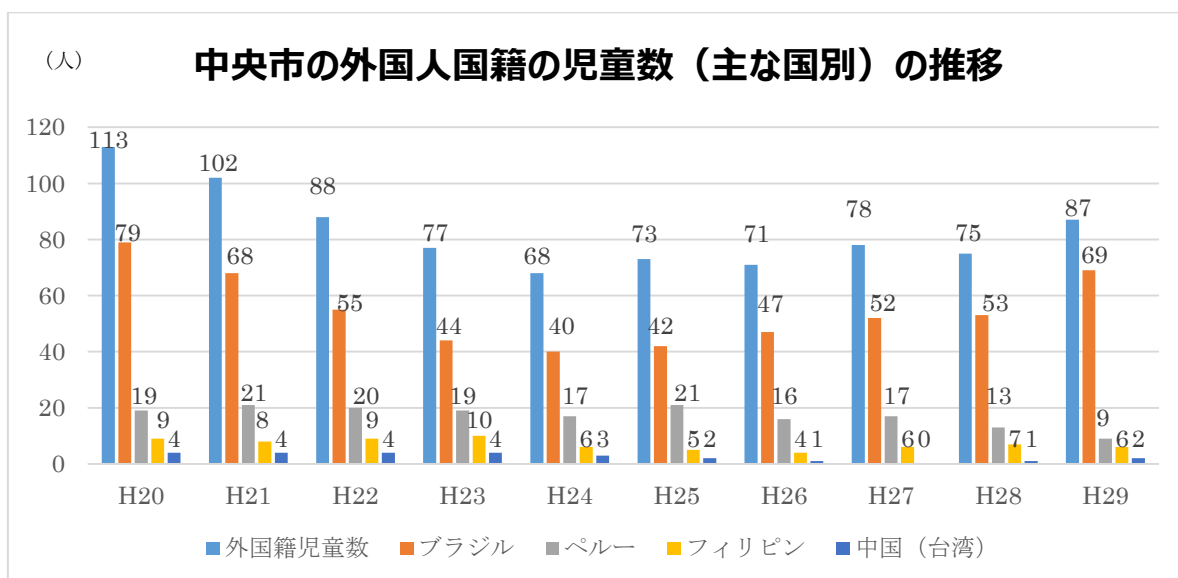
日本語が話せないとか、読み書きできない場合などには、低賃金や単純・長時間労働など雇用条件で不利になることが多く、また、日本の教育・福祉制度などに対する理解ができず、必要な支援を受けられないケースが見受けられます。



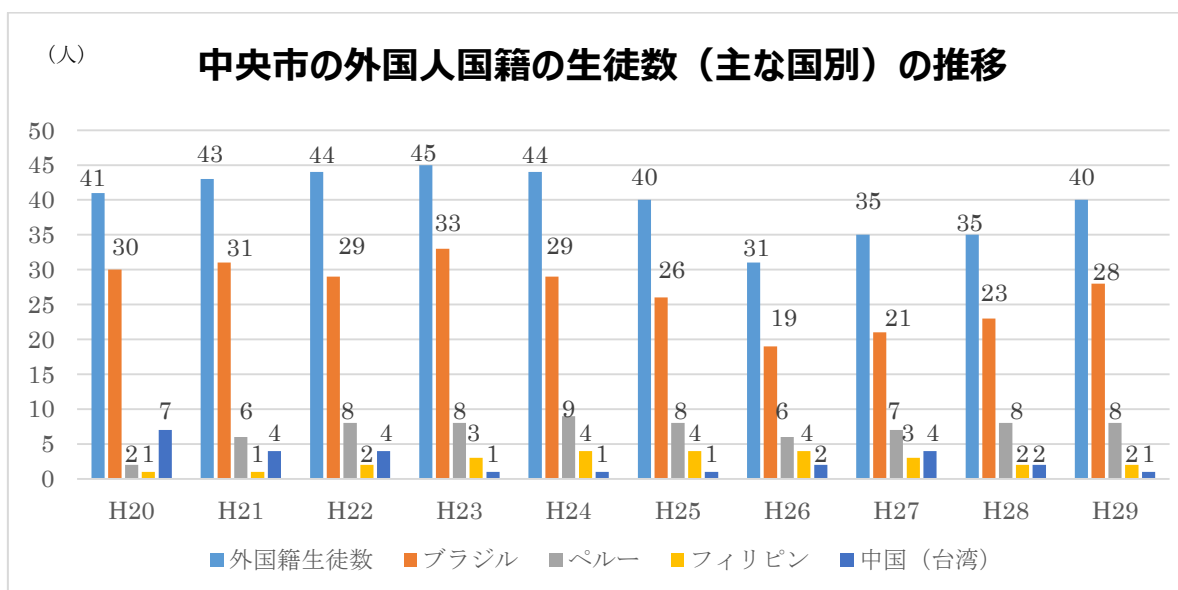
出典：山梨県統計データバンク

※平成27年度のペルー国籍の外国人についてはデータなし

近年、日本語指導を必要とする外国籍の児童・生徒数は平成20年をピークに減少傾向にありましたが、平成26年に増加に転じました。ブラジル国籍が最も多く、ペルー国籍が続いています。



出典：中央市教育委員会教育総務課



出典：中央市教育委員会教育総務課

2 アンケート調査にみる中央市の子どもの生活

子どもの貧困の実態は見えにくく、捉えにくいものといわれています。このため、本市では子どもの貧困対策にあたり地域の実情を踏まえながら、子どもの発達や成長段階に応じたきめ細かい支援の検討に向けて、子どもや家庭の生活の状況、ニーズ等を把握するための「子どもの生活アンケート調査」を実施しました。

【調査概要】

○調査期間

平成29年10月11日（水）～11月13日（月）

○調査対象・調査方法

調査種類	対象者属性	調査方法
調査票1 (一般世帯)	小学5年生・中学2年生の子どもを持つ保護者	郵送配付・回収
調査票2 (援助世帯)	就学援助の受給世帯及び子どもを持つ生活保護の受給世帯	郵送配付・回収

○調査内容

調査種類	調査内容
調査票1 (27問)	<p>子どもや家庭の支援ニーズの把握等に関する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の構成、住居の状況、就業の状況、世帯の収入 ・子どもの食事、勉強の状況、親子の会話時間 ・子どもに期待する学歴と理由 ・子どもの生活や教育に関する不安や負担感、相談相手 など <p>自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用意向等に関する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的な支援制度の認知・利用の有無、公的支援制度の活用等について ・ひとり親家庭に対する支援策 など
調査票2 (32問)	<p>子どもや家庭の支援ニーズの把握等に関する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯の構成、住居の状況、就業の状況、世帯の収入、地域とのつながり ・子どもの放課後の居場所、食事、勉強の状況、親子の会話時間 ・子どもに期待する学歴と理由 ・子どもの生活や教育に関する不安や負担感、相談相手 など <p>自治体で実施している施策の認知度、利用度、利用意向等に関する調査項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公的な支援制度の認知・利用の有無、公的支援制度の活用等について ・学校に対する支援要望の内容、具体的な支援制度に対する利用希望 ・ひとり親家庭に対する支援策 など

○回収状況

調査種類	配付数 (a)	回収数	有効回収数 (b)	有効回収率 (b) / (a)
調査票 1	462	271	271	58.7%
調査票 2	189	58	58	30.7%

【主なアンケート調査結果】

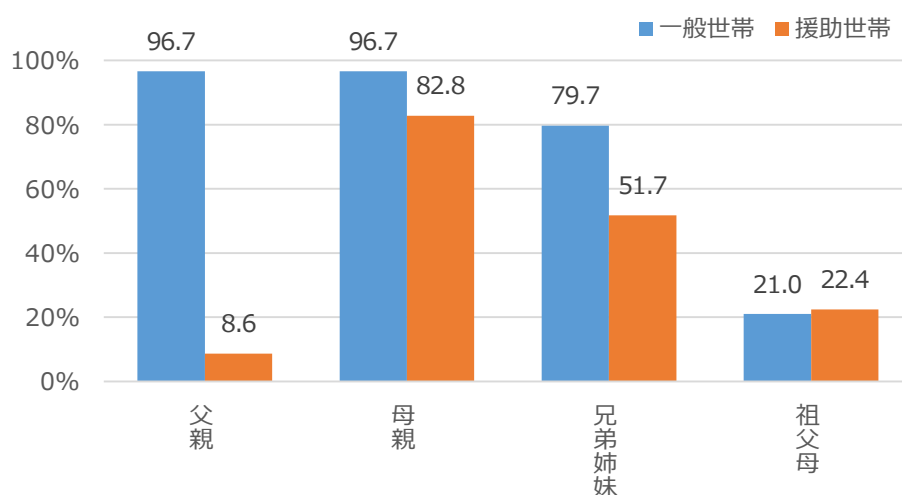
※ 無回答があるため合計が100%にならない場合もあります。

(1) 生活の状況

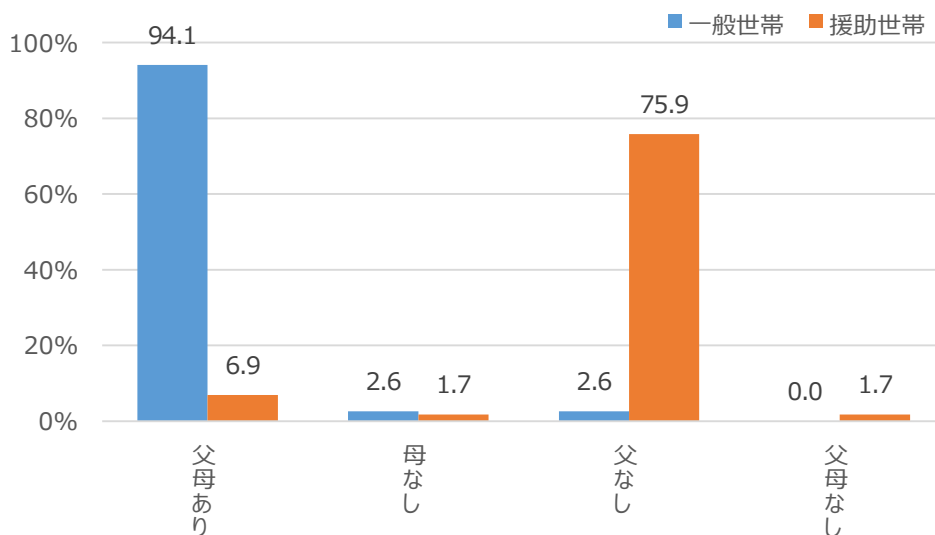
① 生活をともにしている家族

一般世帯（調査票 1）と援助世帯（調査票 2）を比較すると、「父母あり」が一般世帯では 94.1%に対し援助世帯では 6.9%となり、援助世帯におけるひとり親世帯は 9 割を超える状況でした。なお、援助世帯のうち母子家庭は 75.9%であって、父子家庭の 1.7%に比べて非常に高い結果となりました。

生活を共にしている家族（抜粋）



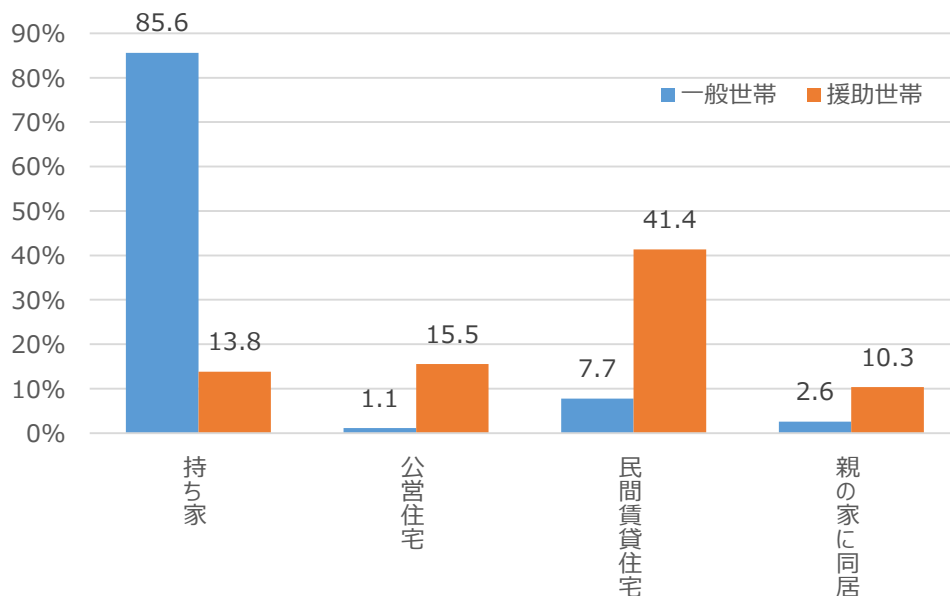
父母の同居について（まとめ）



② 住まいの状況

一般世帯では「持ち家」との回答が 85.6%に対し、援助世帯では「民間賃貸住宅」が 41.4%と最も高く、次いで「公営住宅」が 15.5%でした。

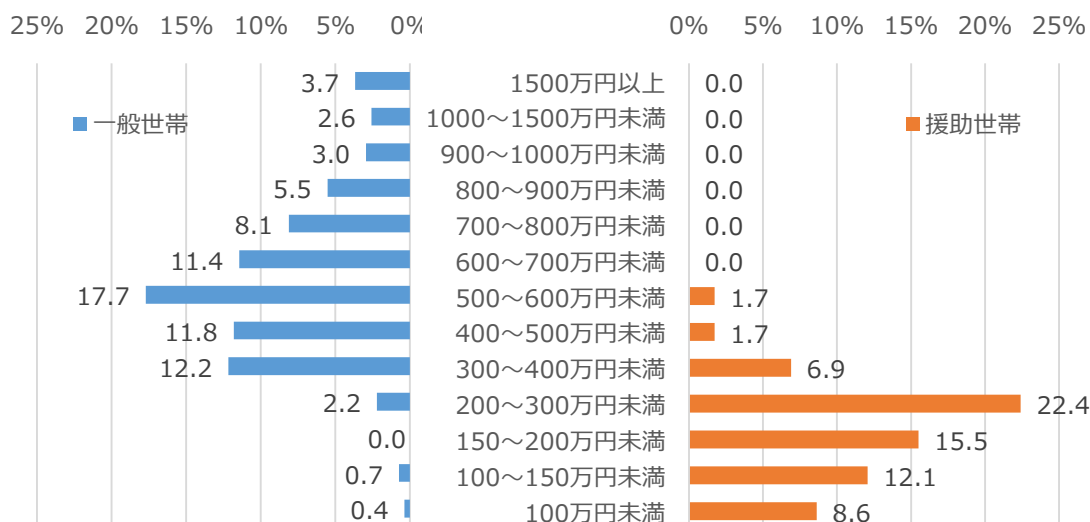
保護者からみた住まいの状況（抜粋）



③ 家族全員の所得額

家族全員の所得状況について、一般世帯の平均は 609 万円、中央値は 500 万円、援助世帯の平均は 202 万円、中央値は 185 万円で、援助世帯の所得は、一般世帯に比べて 4 割程度と厳しい状況がうかがえます。

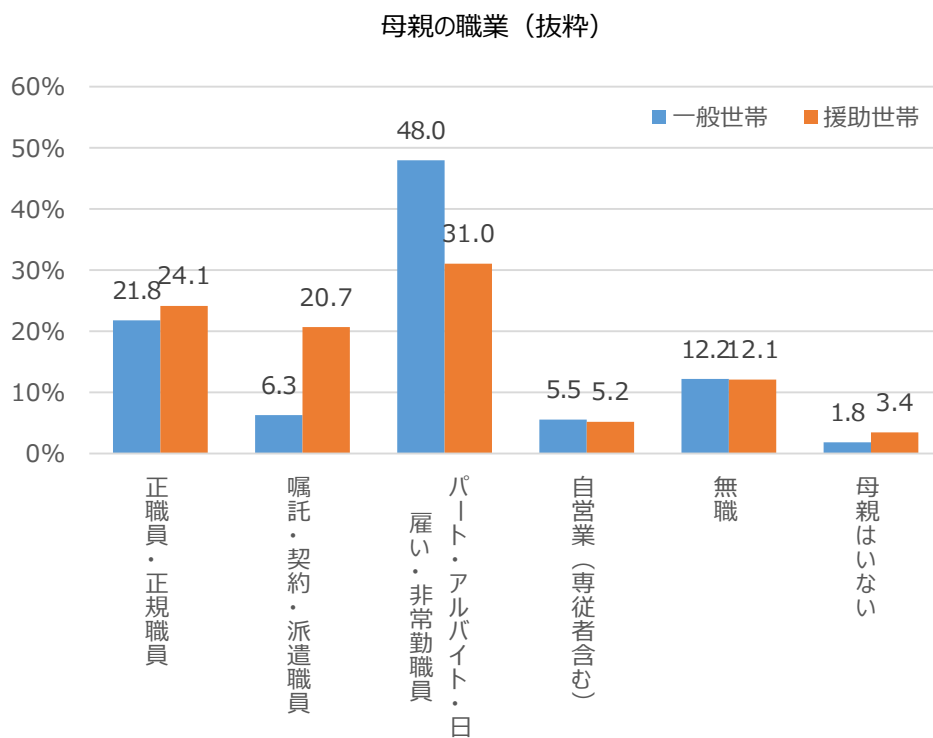
過去 1 年間の家族全員の所得額（手取り額）の合計



④ 母親の就労状況

援助世帯の母親の就労状況については、「パート・アルバイト・日雇い・非常勤職員」が31.0%で最も高く、次いで「正職員・正規職員」が24.1%であり、「無職」は12.1%でした。

援助世帯の母親の75.9%がひとり親世帯であり、特に「嘱託・契約・派遣職員」で働く人の割合が20.7%と高い結果となっています。

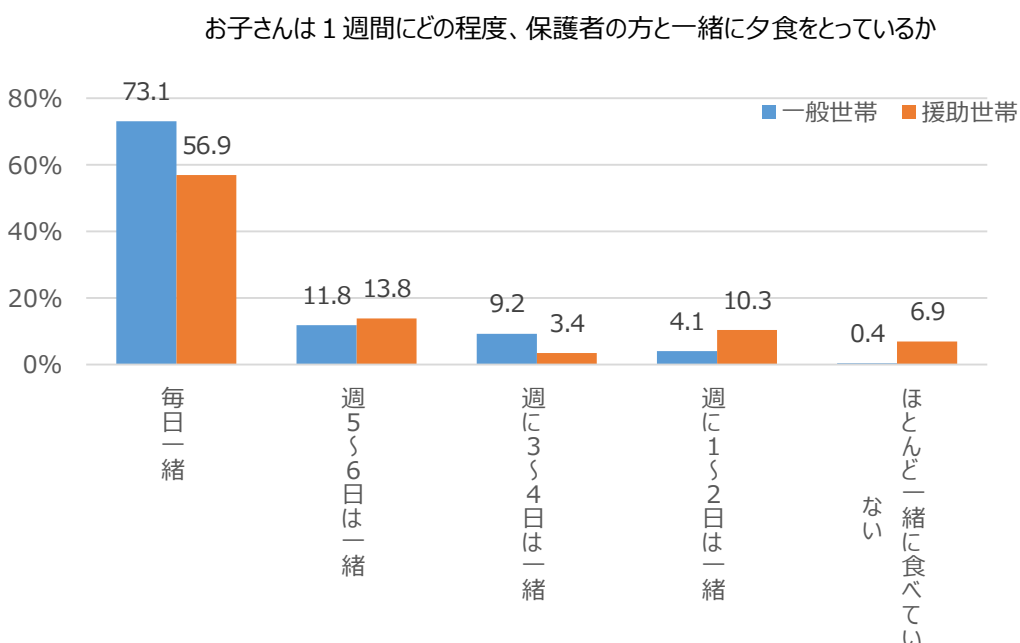
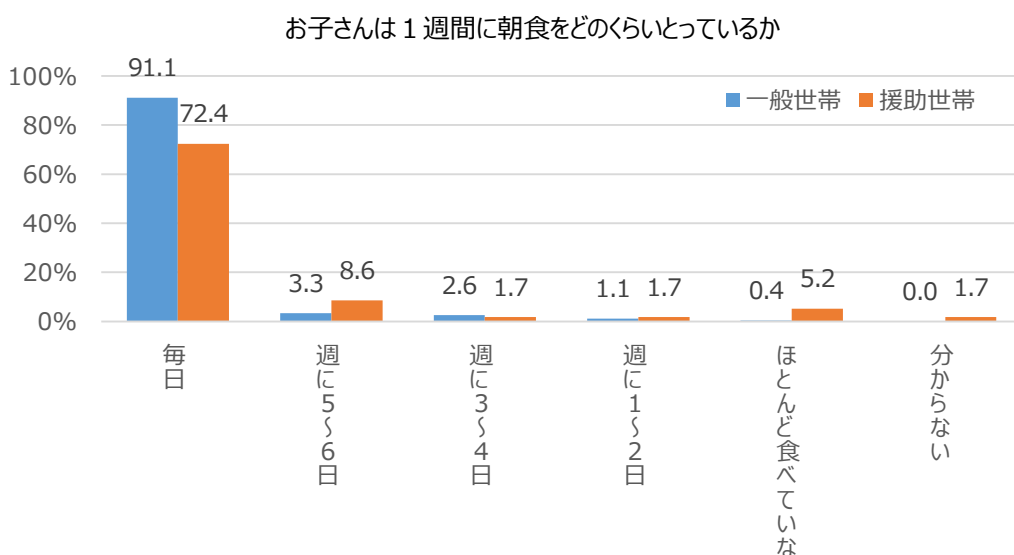


(2) 子どもの状況

① 食事

朝食について、「毎日」食べているかどうか質問したところ、一般世帯では91.1%に対し、援助世帯では72.4%と一般世帯に比べて18.7ポイント低い結果となりました。また、援助世帯の「週に1日～2日」「ほとんど食べていない」「分からない」の合計は8.6%でした。

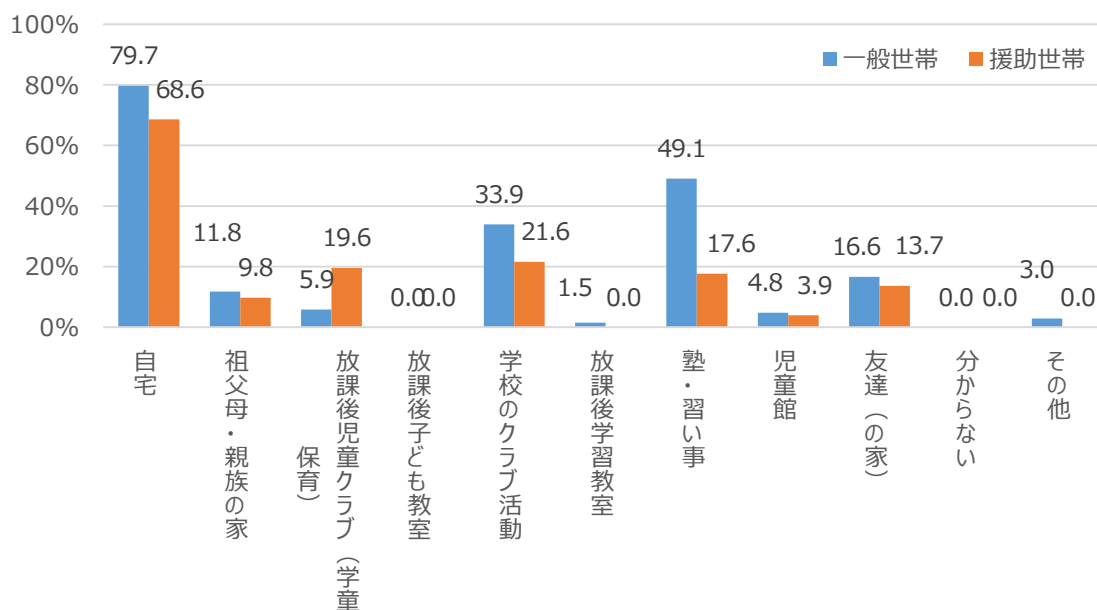
夕食について、「毎日一緒」に食べていると回答した割合は、一般世帯では73.1%でしたが、援助世帯では56.9%と一般世帯に比べて16.2ポイント低い結果でした。また、援助世帯の「週に1日～2日は一緒」「ほとんど一緒に食べていない」の合計は17.2%でした。



② 居場所

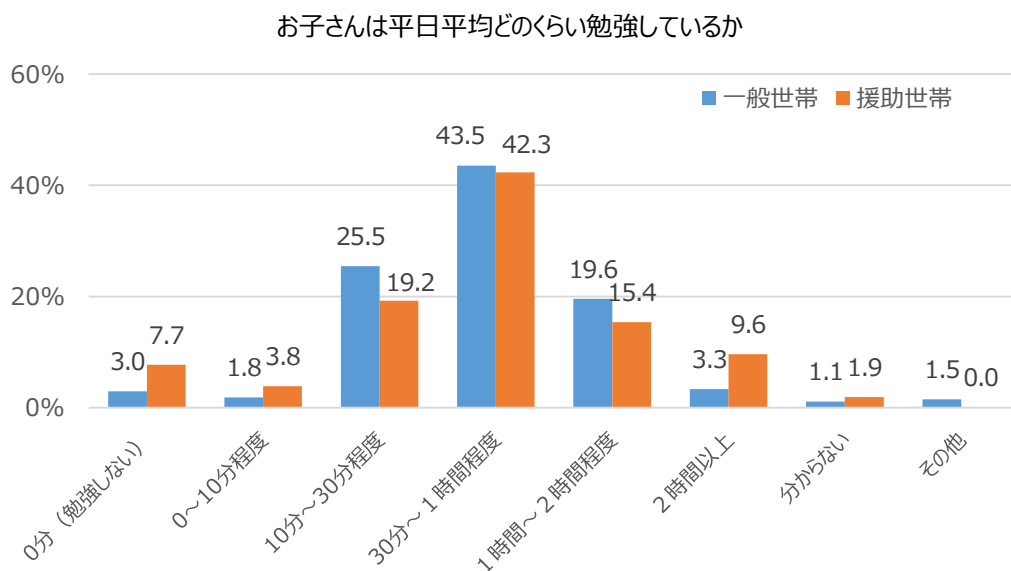
平日の放課後の主な居場所について、「塾・習い事」では一般世帯が 49.1%に対し、援助世帯では 17.6%と低くなっています。他方、「放課後児童クラブ」では一般世帯の 5.9%に対し、援助世帯が 19.6%と高く、子どもの居場所の一つと位置づけられる状況がうかがえます。

お子さんは平日の放課後、主にどのような場所で過ごしているか



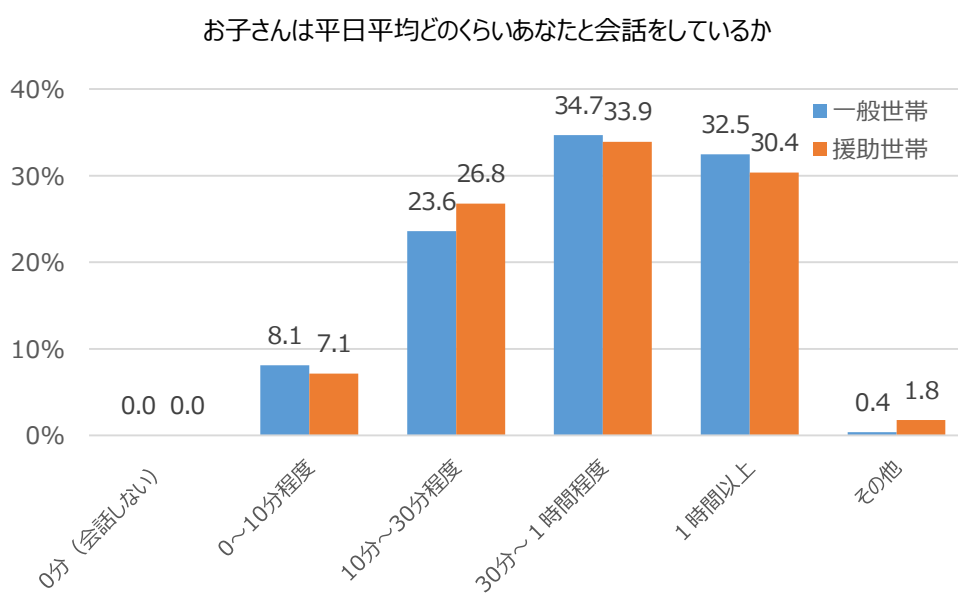
③ 勉強

平日平均どのくらい勉強しているかについて、一般世帯、援助世帯とも30分～1時間程度が40%程度と最も高い結果となりました。



④ 会話

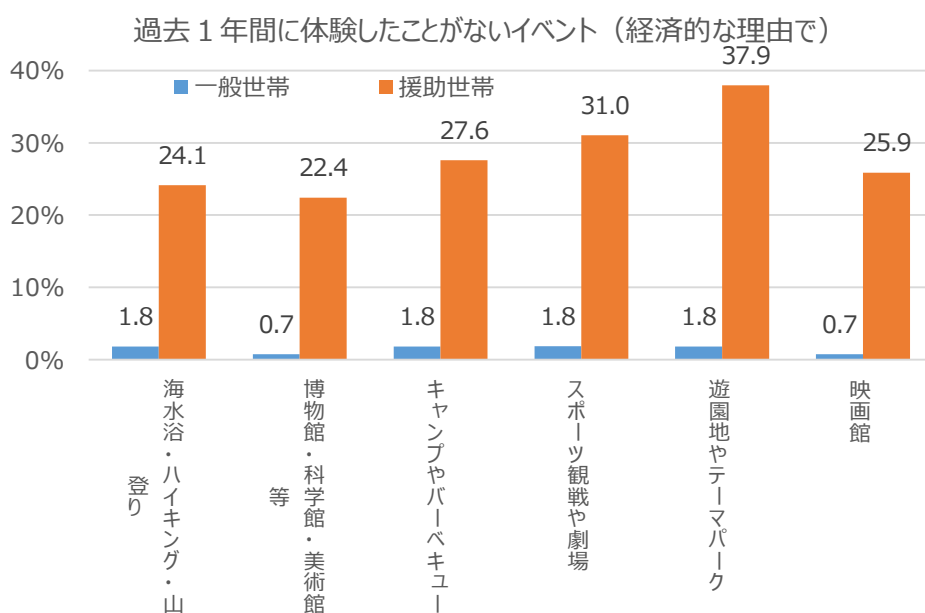
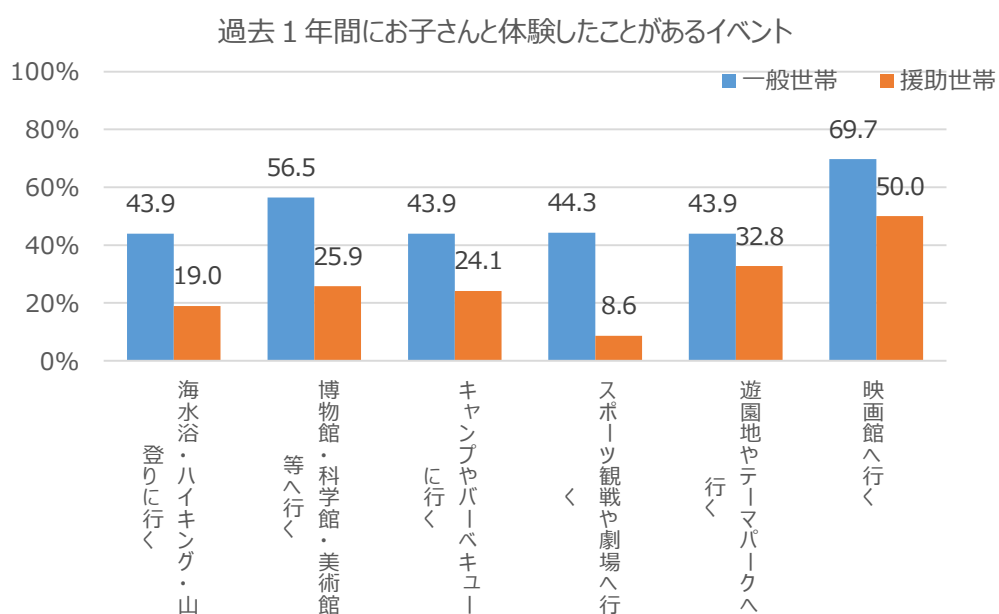
平日平均どのくらいお子さんと会話をするかについて、一般世帯、援助世帯とも30分～1時間程度が最も高い結果となりました。



⑤ 過去1年間にお子さんと体験したことがあるイベント

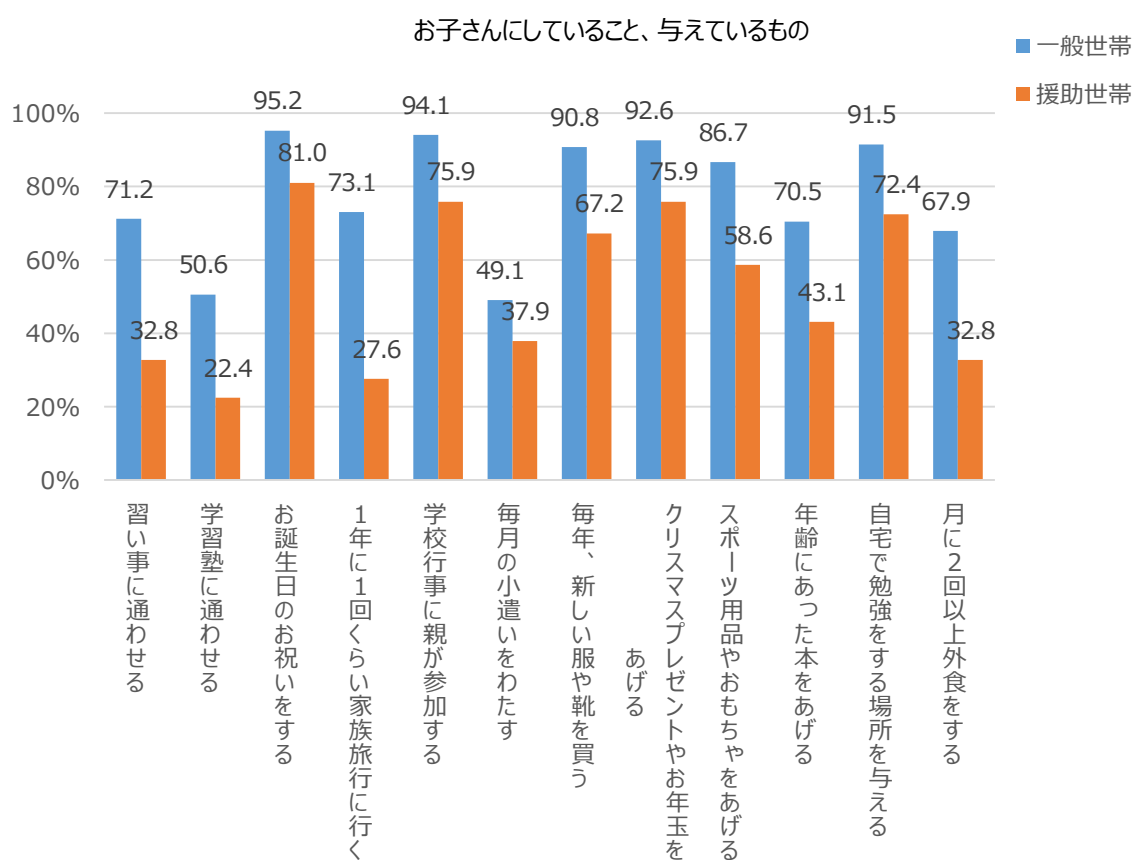
一般世帯ではすべての項目で「ある」との回答が43.9%～69.7%であるのに対し、援助世帯では「スポーツ観戦や劇場へ行く」が8.6%、「海水浴・ハイキング・山登りに行く」が19.0%となるなど、「映画館へ行く」「遊園地やテーマパークへ行く」を除いて「ある」との回答が3割以下にとどまりました。

また、援助世帯では経済的な理由で体験したことがないとの回答が22.4%～37.9%とすべての項目で2割以上となり一般世帯の2%程度と比べて高く、特に「遊園地やテーマパークへ行く」では37.9%と高い結果となりました。



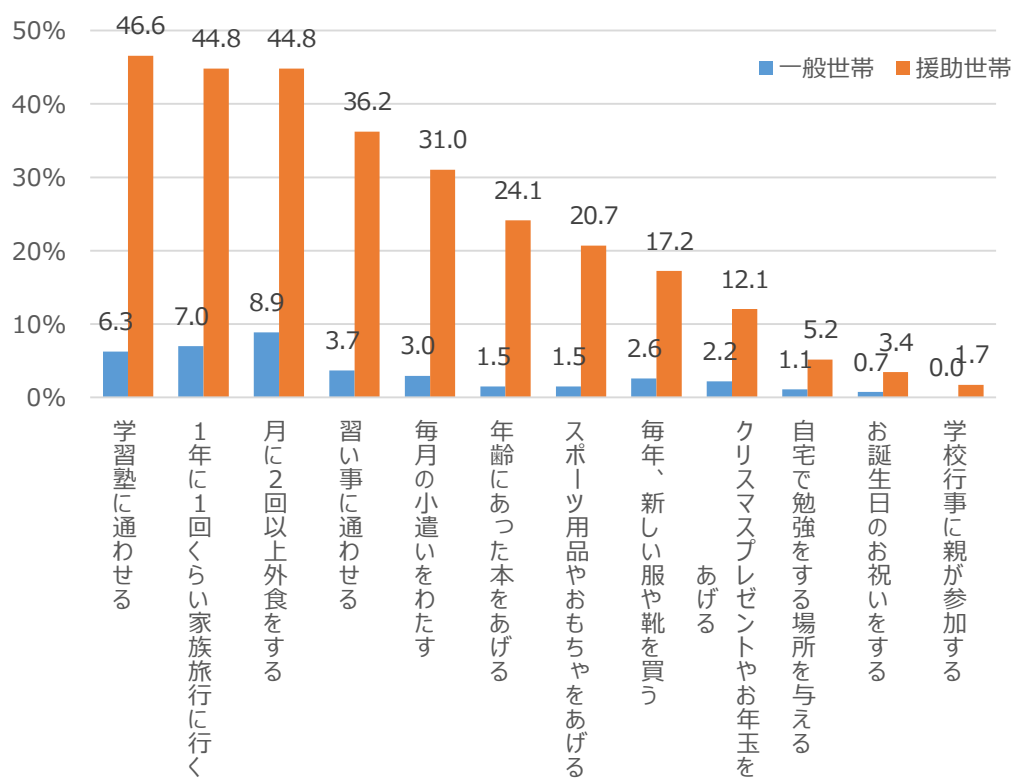
⑥ お子さんにしていること、与えているもの

一般世帯と援助世帯の「していること」「与えているもの」の差（一般世帯の回答率から援助世帯の回答率を引いた差）に注目すると、「1年に1回くらい家族旅行に行く」が45.5ポイント（73.1%－27.6%）で最も大きく、次いで「習い事に通わせる」が38.4ポイント（71.2%－32.8%）、「月に2回以上外食をする」が35.1ポイント（67.9%－32.8%）、「学習塾に通わせる」が28.2ポイント（50.6%－22.4%）、「スポーツ用品やおもちゃをあげる」が28.1ポイント（86.7%－58.6%）となりました。



また、経済的な理由でしていない、与えていないものについて、援助世帯では「学習塾に通わせる」が46.6%で最も高く、次いで「1年に1回くらい家族旅行に行く」「月に2回以上外食をする」がそれぞれ44.8%、「習い事に通わせる」が36.2%でした。

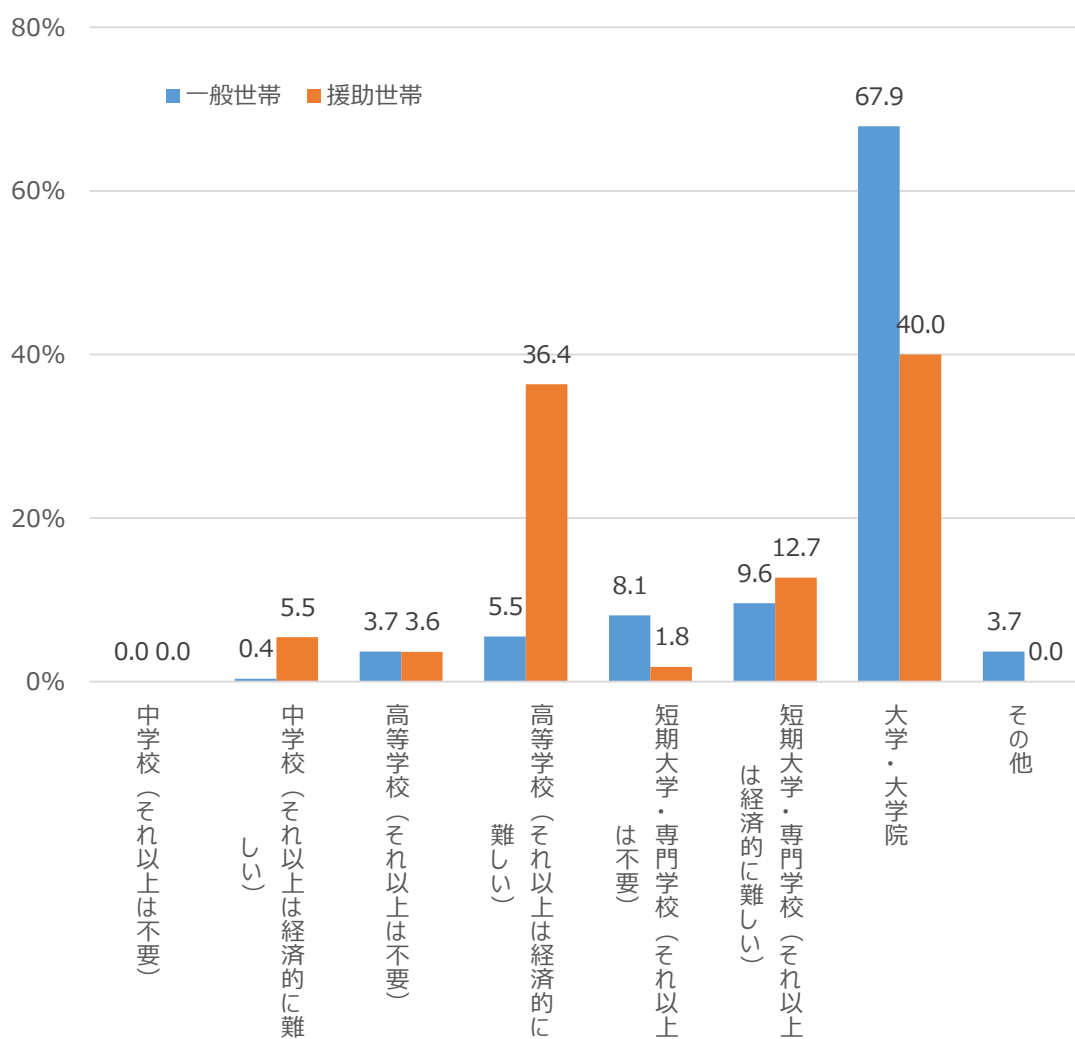
お子さんにしていないこと、与えていないもの（経済的な理由で）



⑦ お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいか

一般世帯、援助世帯ともに「大学・大学院」がそれぞれ 67.9%および 40.0%と最も高い結果となりました。なお、援助世帯では「経済的な理由で高等学校まで」との回答が 36.4%と一般世帯の 5.5%に比べて高く、経済的な理由で大学進学などの高等教育をあきらめざるをえない状況がうかがえます。

お子さんにどの段階までの教育を受けさせたいか

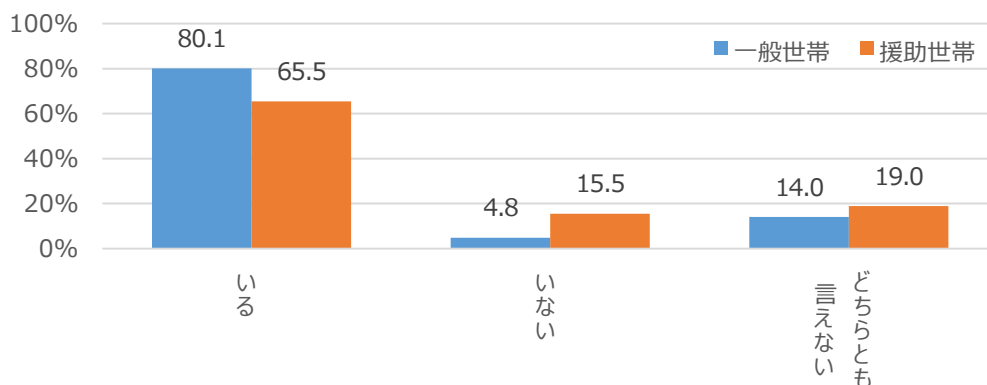


(3) 悩み・要望

① お子さんの生活や教育について、相談する人がいるか

一般世帯では「いる」との回答が 80.1%に対し、援助世帯では 65.5%でした。

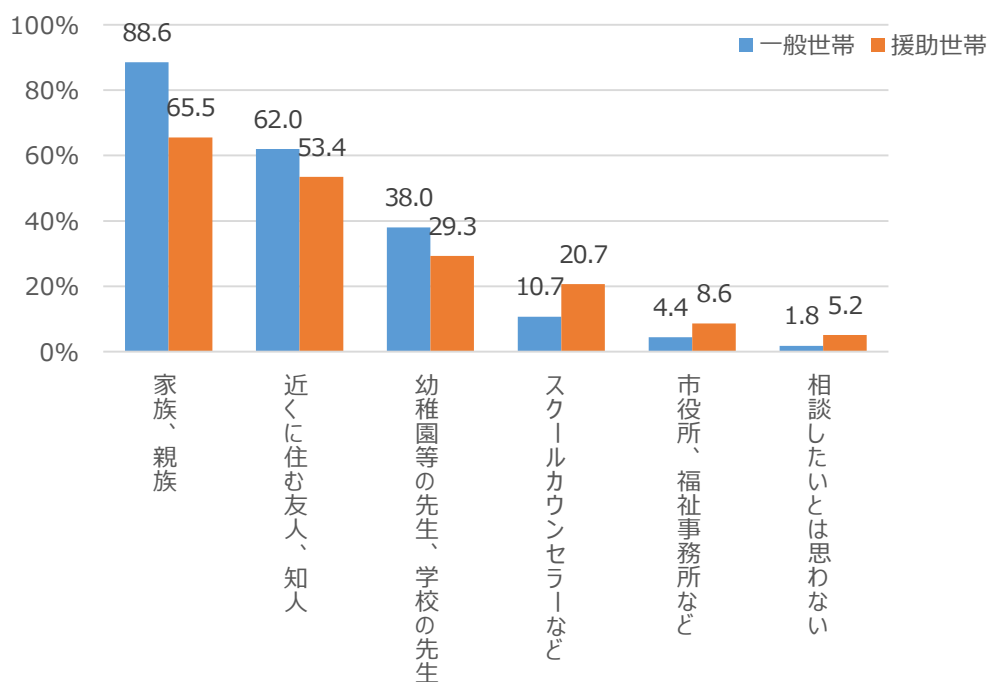
お子さんの生活や教育について困ったり悩んだりしたときに、相談する人がいるか



② 誰（どこ）に相談したいと思うか

援助世帯では、「家族・親族」との回答が 65.5%と最も高いものの、一般世帯の 88.6%に比べると低い結果でした。また、「幼稚園等の先生、学校の先生」との回答が 29.3%と一般世帯の 38.0%に比べて低く、反対に「スクールカウンセラーなど」は 20.7%と一般世帯に比べて 10 ポイント高くなっています。なお、「市役所、福祉事務所など」との回答は援助世帯で 8.6%、一般世帯で 4.4%と低い結果でした。

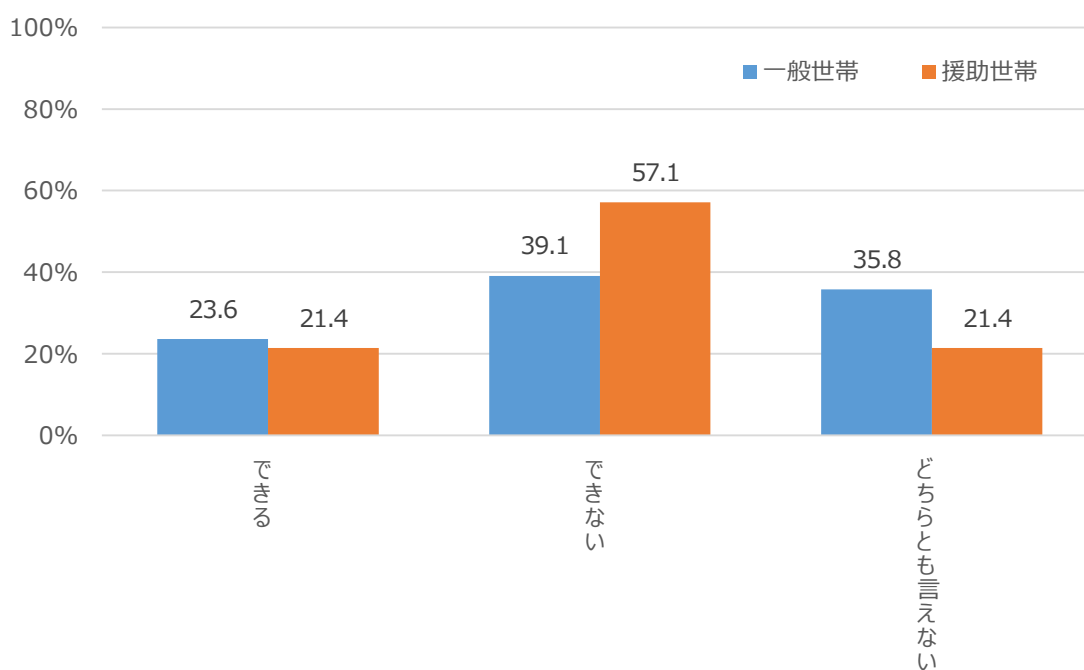
お子さんの生活や教育について困ったり悩んだりしたとき、誰（どこ）に相談したいと思うか（抜粋）



③ 学校の先生に相談できるか

お子さんの生活費や教育費について困ったり悩んだりしたとき、学校の先生に相談できるかについて、「できない」との回答が一般世帯で39.1%、援助世帯で57.1%と、「できる」との回答を上回っています。

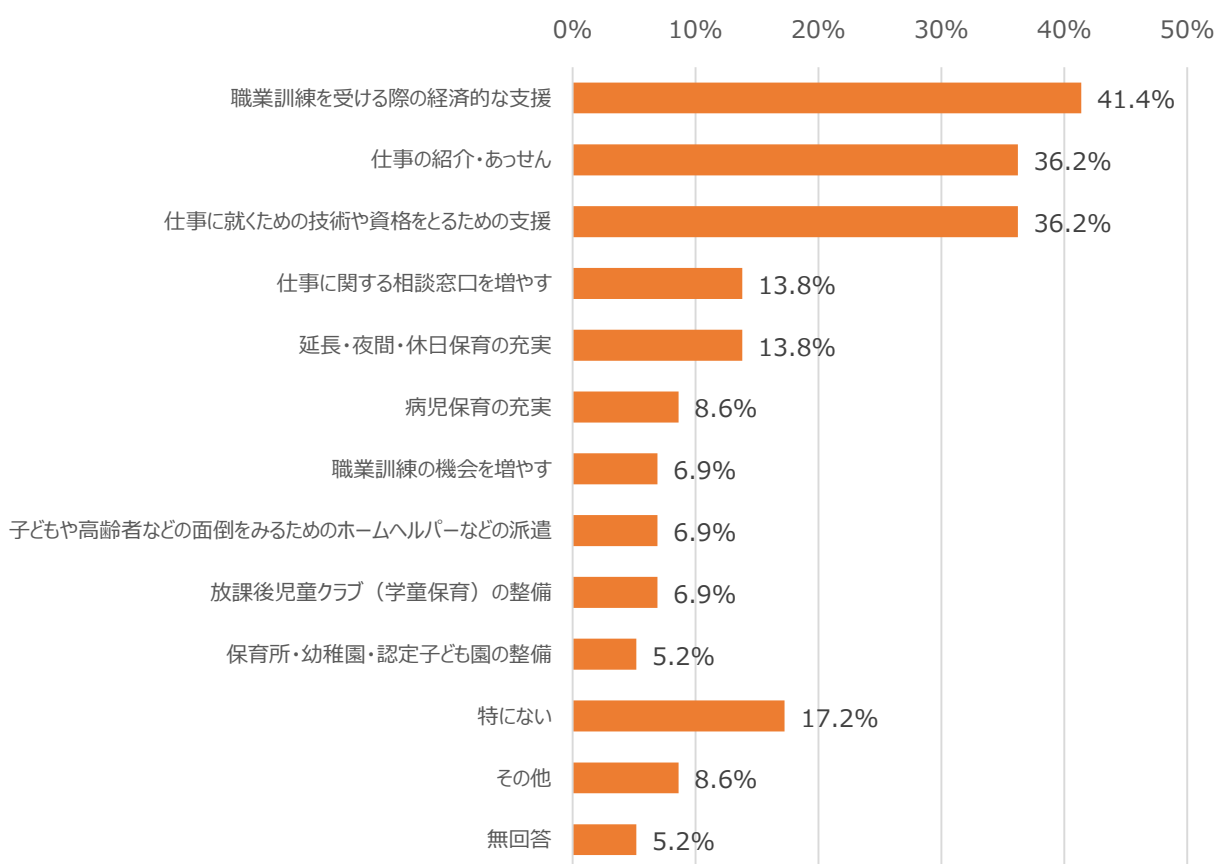
お子さんの生活費や教育費について困ったり悩んだりしたときに、
学校の先生に相談できるか



④ 就業に関する支援（援助世帯のみ）

仕事を続けていくうえで若しくは、仕事を探していくうえでどのような支援を望むかについて、「職業訓練を受ける際の経済的な支援」が 41.4%で最も高く、次いで「仕事の紹介・あっせん」、「仕事に就くための技術や資格をとるための支援」がそれぞれ 36.2%でした。

仕事を続けていくうえで若しくは、仕事を探していくうえでどのような支援を望むか

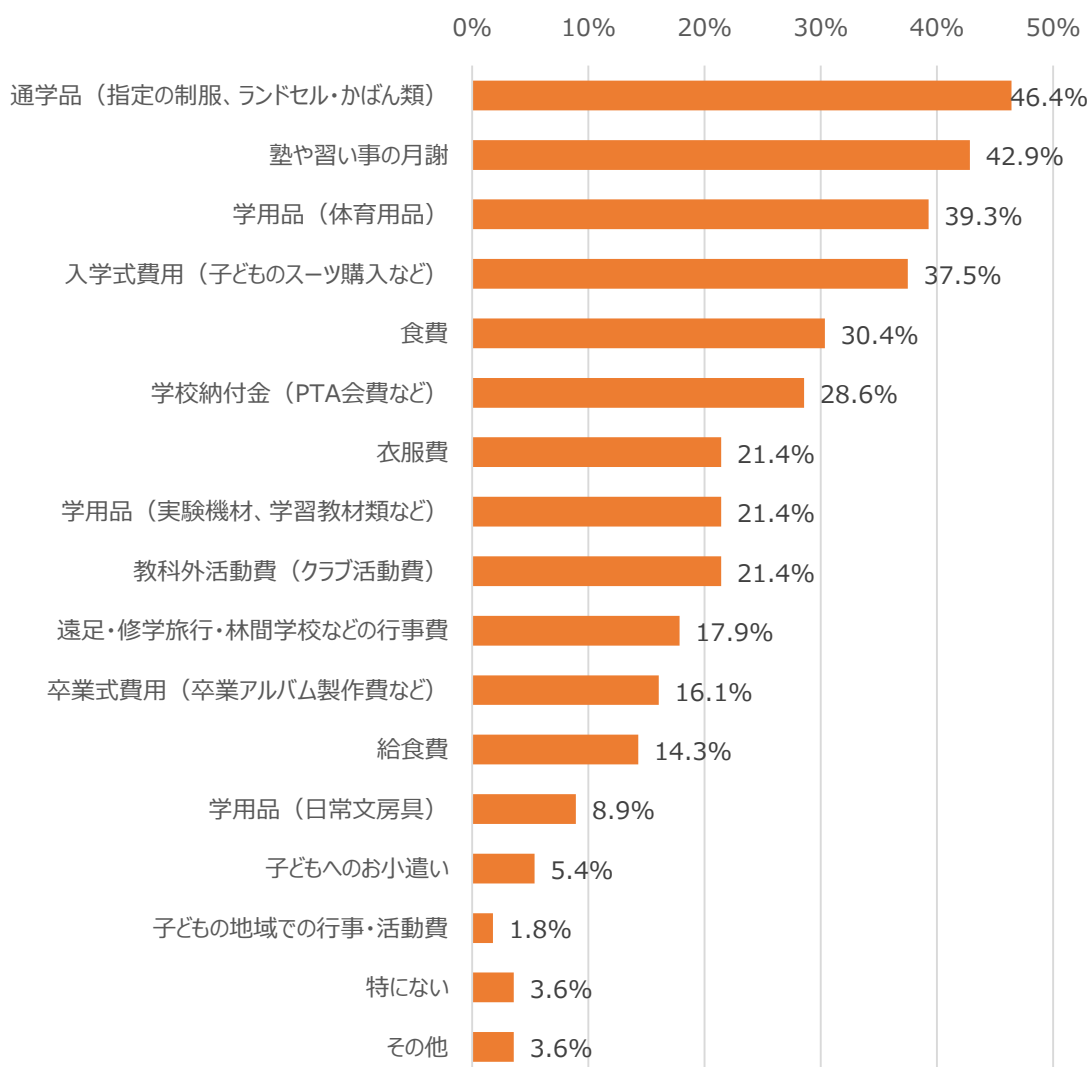


(4) その他

① お子さんの生活や教育での支出のうち、特に負担とを感じる（感じた）もの（援助世帯のみ）

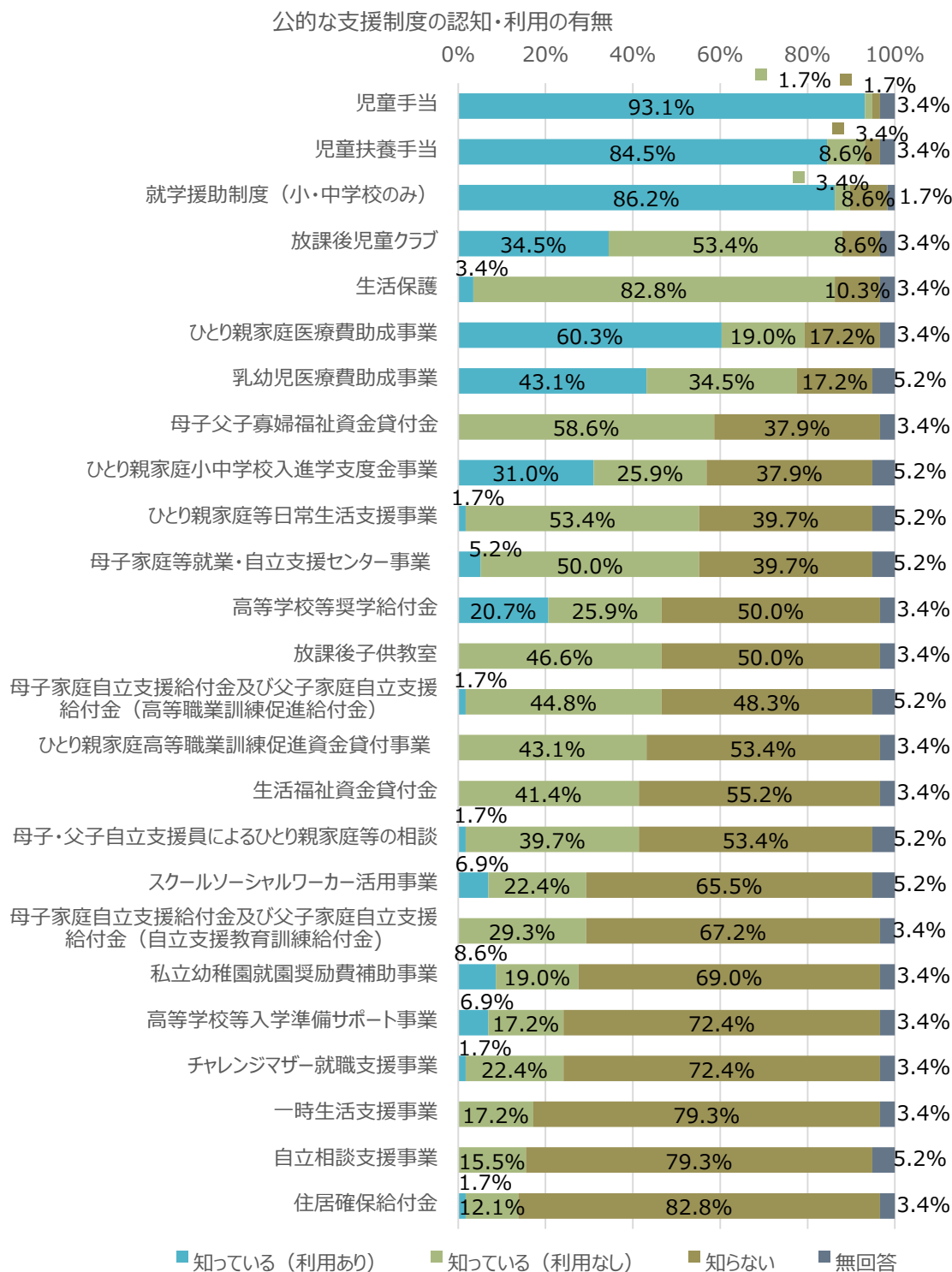
お子さんの生活や教育での支出のうち、特に負担とを感じる（感じた）ものについて、援助世帯に聞いたところ、「通学品」が 46.4%で最も高く、次いで「塾や習い事の月謝」が 42.9%、「学用品」が 39.3%、「入学式費用」が 37.5%となりました。

【小学生以上のお子さんがある保護者】お子さんの生活や教育での支出のうち、特に負担とを感じる（感じた）もの



② 公的な支援制度の認知・利用の有無（援助世帯のみ）

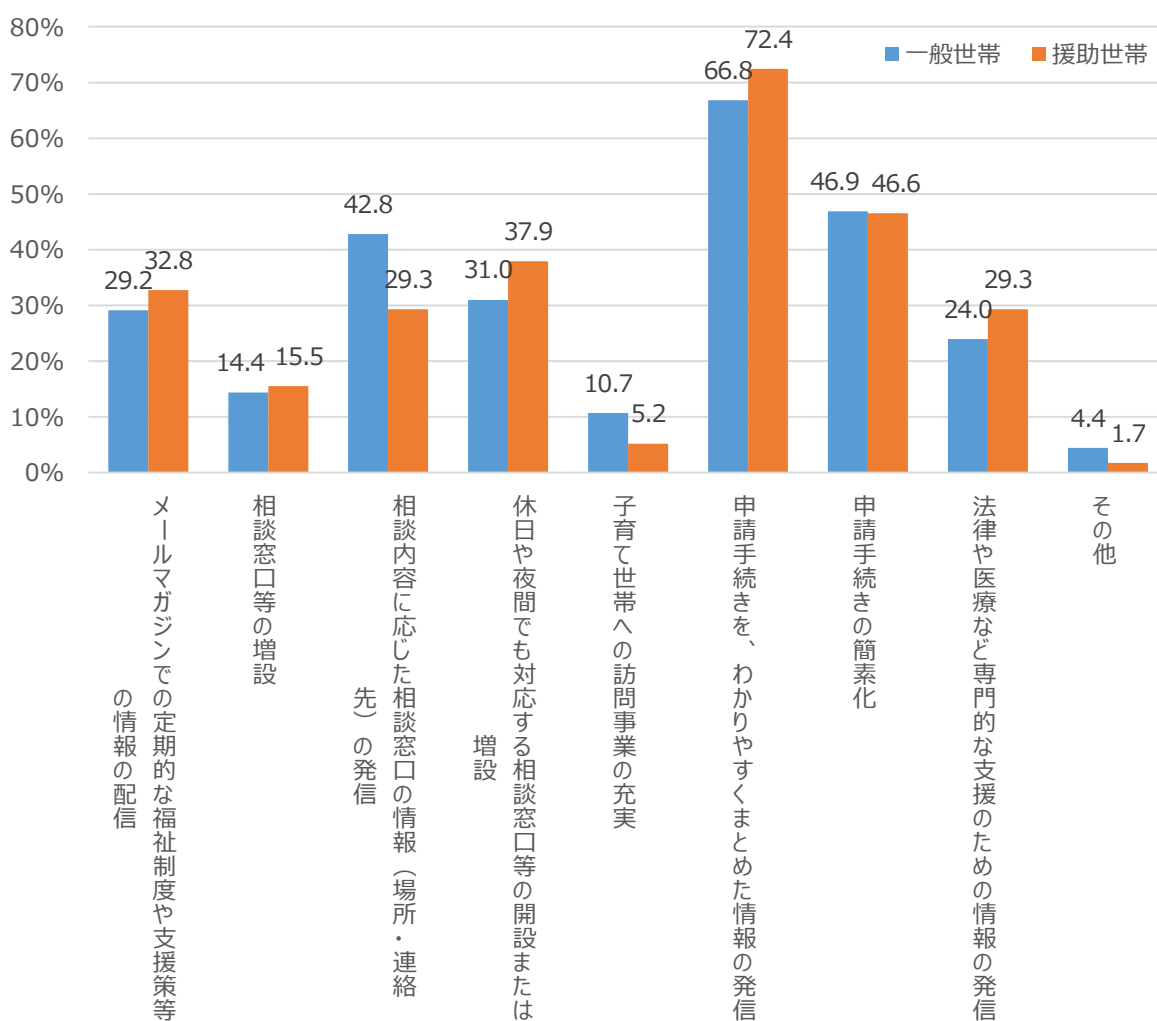
公的な支援制度の認知等について援助世帯に聞いたところ、利用度が5割を超えるものは「児童手当」「児童扶養手当」「就学援助制度（小・中学校のみ）」「ひとり親家庭医療費助成事業」の4項目にとどまった。



③ 公的な支援制度の円滑な利用等の課題

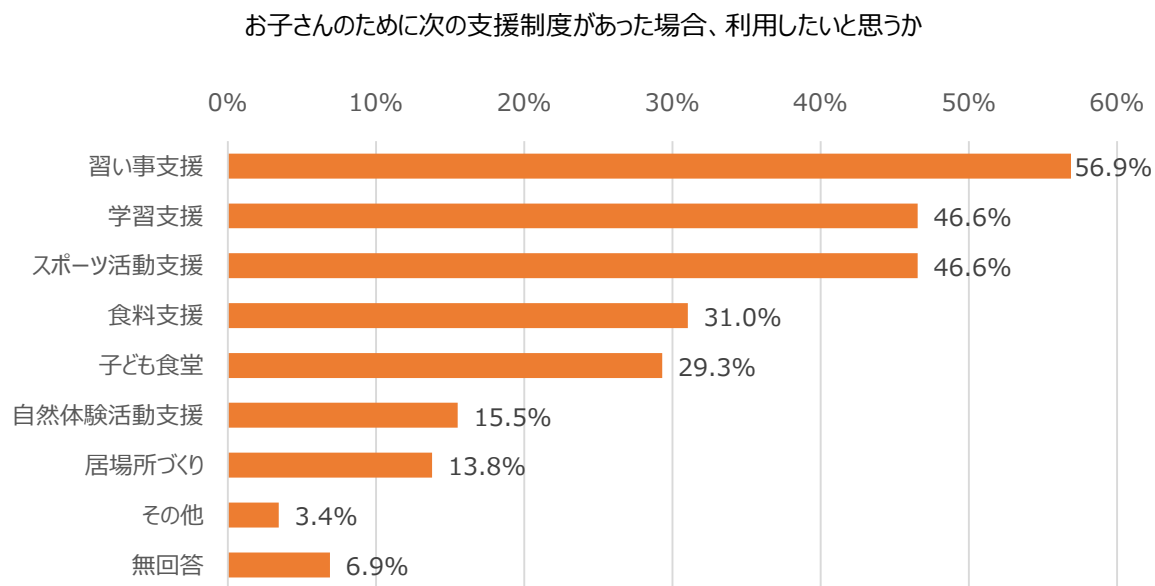
公的な支援制度に関する情報や必要な支援を受けられるようにするためには、何が重要だと思うかについて、一般世帯、援助世帯とも「申請手続きを、わかりやすくまとめた情報の発信」への要望が最も高くなりました。

公的な支援制度に関する情報や必要な支援を受けられるようにするためには、何が重要だと思うか



④ 利用したい支援制度（援助世帯のみ）

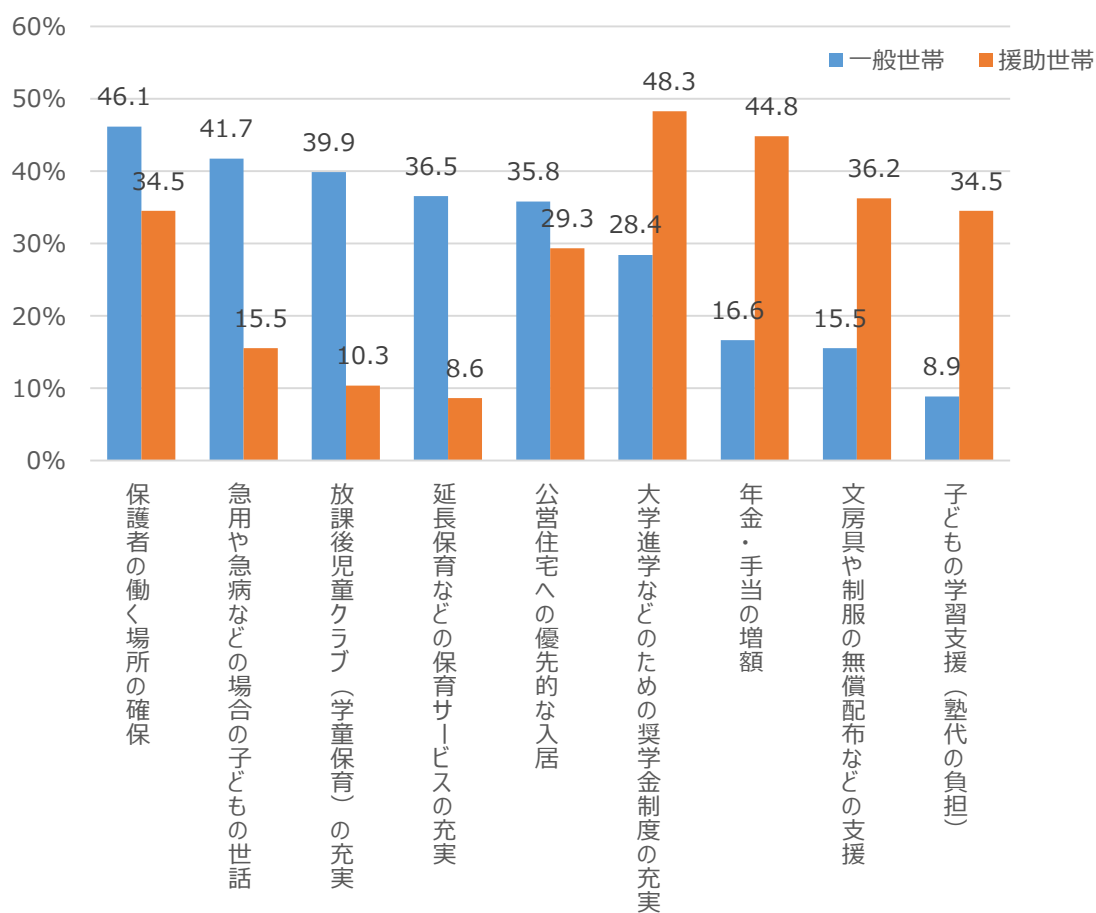
お子さんのために利用したい支援制度について援助世帯に聞いたところ、「習い事支援」が56.9%と最も高く、次いで、「学習支援」「スポーツ活動支援」がそれぞれ46.6%、「食料支援」が31.0%と続きました。



⑤ ひとり親家庭のために重要なこと

援助世帯に聞いたところ、「大学進学などのための奨学金制度の充実」が48.3%で最も高く、次いで「年金・手当の増額」が44.8%、「文房具や制服の無償配布などの支援」が36.2%、「子どもの学習支援（塾代の負担）」が34.5%となりました。

ひとり親家庭のために、特に何が重要だと思うか（抜粋）



3 関係者へのヒアリング

子どもの貧困対策については、本市の実情を正確に把握し、実効性のある支援策を待たずに実施する必要があるとの考えの下、学校、支援団体、地域、関係機関等の現場に対する聞き取りを行い、地域の現状と解決すべき課題について把握することとしました。

■ヒアリングの実施状況

【民生委員・児童委員】

実施日	平成29年11月20日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の高齢者・障がい者・生活困窮家庭などで生活に悩みを持つ住民に対し、相談、情報提供や支援を行うとともに必要に応じて、行政や関係機関等との連絡調整を実施している。 ・保護者が支援の種類や内容を知らないまま生活していることがある。 ・食事を含めた学習支援について、多くの地域で実施する必要がある。 ・進学時にまとまった費用がかかるため、月々の支援も大事だが一定金額の先払いなど柔軟な対応が必要となる。 ・塾については金銭的な問題であきらめている家庭も多い。 ・保護者が他者との関係を持ちたがらず、援助の用意があっても話をする機会が設けられず、援助に至らない場合がある。 ・外国籍の子どもの場合、日常会話は出来るが読み書きが難しい場合が多く、高校レベルの学習についていけないとの話を聞いた。

【支援団体（認定NPO法人フードバンク山梨）】

実施日	平成29年12月1日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・申請のあった準要保護世帯に対し、フードバンク事業を行うとともに、毎週土曜日に居場所づくり（食事の提供）と学習支援のための「えんぴつ教室」を、フードバンクキッチンとして夏休みにバーベキューを実施している。 ・貧困問題は行政だけではとらえられないケースが多く、社会のいろいろなところにフィルターを設けることが重要。特に、子どもと関わる学校において貧困に関する基準や目安、マニュアルづくりが必要となる。 ・地域の再生、“縁づくり”という点からも、地域全体の課題として地域社会全体の理解と協力が大切となる。 ・安定的な活動の実施に向けて、行政からの受託事業とすることが望ましい。

【中央市社会福祉協議会】

実施日	平成 29 年 12 月 7 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・中央市からの一部委託を受け、「中央市生活困窮者自立支援事業」として①自立相談支援事業（就労支援）②住宅確保給付金事業③家計相談事業の支援事業を実施するとともに、単独事業でひとり親家庭の子どもの対象に毎週木曜日に学習支援教室（食事の提供を含む）を開催している。 ・最大 7 万円/回の独自貸付金制度（無利子・返済期限 1 年）を実施している。 ・山梨大学の学生ボランティアの協力の下で実施している学習支援教室は居場所づくりという面が強く、参加者も小・中学生のみ。大学進学等に向けた高校生への対応が必要となる。市内 1 箇所での開催となるため、市内全域からの参加にあたっては子どもの送迎が必要となる。 ・窓口に来て初めて支援を必要とする方は把握できるため、迅速かつ円滑な支援に向けては学校、NPO などの緊密な情報共有が必要となる。 ・外国籍の方には、日本の考え方を理解してもらうこと（日本では税、教育、生活習慣などの優先順位が高いことなど）が必要となる。大人のための日本語指導教室はあるが、子どもを対象とした日本語指導教室がない。 ・社会福祉協議会自体の認知度が低く、職員の専門性に欠ける部分がある。

【保育園】

実施日	平成 29 年 12 月 13 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が就労や疾病などの理由により子どもの面倒を看られない家庭に対し、0 歳～小学校就学前の子どもの保育が必要な場合に、外国籍の子どもを含めた預かり保育（延長含む）を実施している。 ・経済的な困窮などについて、保護者から相談される事例は無い。 ・集金を持ってこない家庭や家で朝食を食べてこないと思われる世帯が稀にあるが、その全てが貧困にあてはまる世帯かどうか、分からない。

【小学校】

実施日	平成 29 年 12 月 13 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・就学援助制度やNPO法人フードバンク山梨が行う食料支援制度の家庭への周知、学校用品の支援物資のストック等を実施している。 ・貧困家庭の様々な厳しさについて、教員自体の理解が足りない。 ・保護者に対し「〇〇が揃っていない」「〇〇ができていない」などと催促ばかりとなってしまい、「つながる」「心の支えになる」という点が欠けてし

	<p>まいがちとなる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専門性を持ったS S W（スクールソーシャルワーカー）の配置により、子どもの保護者への適切かつ早急な対応が期待できる。 ・外国籍の子どもについては、母国語は話せるが書けない子が大多数。漢字が使えず、母国語も書けないため、日本でも十分に暮らせず、母国でも暮らせないといった場合が多い。 ・毎日の宿題がきちんと出来ていないなど学力の低下がみられる。 ・やる気が見られず、自己肯定感が低い傾向がある。 ・1年生の後半くらいから宿題などを出さなくなり、学校に来ても自信ややる気を持ってないようになる。 ・朝食の欠食など、生活習慣に課題を持つ子がいる。 ・急な転入などで就学援助制度の要件から漏れてしまうケースがある。
--	---

【中学校】

実施日	平成 29 年 12 月 22 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語指導を必要とする外国籍の子どもへの対応や、卒業生に不要となったジャージ、制服やかばん等のリサイクルを実施している。また、P T Aと連携して夏休み前のフードドライブを開始している。 ・就学援助制度を利用したいが自身で申請書を作成できない場合があり、特に、外国籍の家庭では通訳などの支援が必要となる。 ・修学旅行以外の宿泊学習では全額支援とならないため、集金の未納が生じるケースがある。 ・中学では制服やジャージなど皆同じものを着ているので、小学校ほど身なりから貧困家庭とわかる例は少ない。長期休業後の体重測定で体重が落ちている子に対し給食をたくさん食べさせるようにしているがそれが家庭の問題なのか、思春期が原因なのかは見えづらい。 ・外国の子どもの中には金銭的な問題で私立高校に行けず、最初から就職を選ぶ場合がある。日本語が分からず高校進学が出来ない場合がある。 ・ゆとりの無い生活、貧困と学力とは一定の相関関係があると思う。 ・夜間の勉強会への参加については、子どもの送迎対応が課題となる。 ・貧困は経済的なものだけでなく、心の貧困につながっている。 ・子ども自身が「うちはそういう家庭」と諦めたり、悩みを持っている。 ・部活動を行う場合にもお金がかかる（家庭負担がある）ため、配慮が必要となる。

【大学（国立大学法人 山梨大学 医学部）】

実施日	平成 29 年 12 月 25 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・有志の学生ボランティアによる学習支援を実施している。学生との交流を通じて、将来のなりたい大人像を考えてもらう機会を設定している。 ・学生の社会貢献活動の単位化などを通じて学習支援活動を強化したい。学習支援を通じて学生に対し地域貢献の意義と重要性を理解する取り組みを地域と一緒に進めていきたい。 ・いわゆる「中間的就労制度」の認定事業所に向けた検討をしたい。 ・貧困家庭はメタボになる人、寿命が短い人が多い。医学部がカバーできる領域でもあることから、貧困家庭の子どもの肥満などへの対応も検討したい。

【公共職業安定所（ハローワーク甲府）】

実施日	平成 29 年 12 月 18 日
支援・事業の内容、子どもの貧困に関する考え方・視点、現状や課題など	<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護受給者等就労自立促進事業やひとり親家庭の雇用への助成など就業支援を実施している。 ・「残業が出来ない」「朝は 9 時から出勤したい」「16 時には上がりたい」など、母子家庭の方は子育てのために時間勤務ができるパート希望が多く、賃金体制が時給制のため賃金が低くなってしまいう傾向がある。 ・土日勤務は賃金の条件が良くても、中高生の子どもの部活の送迎などで就労に結びつかないケースがある。 ・ひとり親家庭の方を採用すると助成金があるといった制度を知らない雇用主もいる。 ・外国籍の方は、独自のネットワークを活用している場合が多い。ハローワークに来る方の職業斡旋上の課題は、漢字の読み書きが出来ないためマニュアル等が読めず、どうしてもラインの単純作業になることが多いこと。 ・携帯電話がない（繋がっていない）と連絡が取れず、採用自体が難しい。 ・生活保護受給者になる前の車を使える段階で就職に繋げることが重要となる。 ・子どもが病気になった場合の通院、看病などで会社を休まざるを得ない時や、出勤しても幼稚園・保育園から発熱などで呼び出された時などへの対応が必要となる。

4 子どもの貧困に関する課題

子どもの貧困については明確な定義がなく、子どもの貧困や機会格差の問題は、世帯状況や生活環境、所得、雇用等の様々な要因が複雑に絡み合っていると言われており、生じているとされています。

このため、貧困に起因すると思われる諸課題について「子どもの生活に関するアンケート調査」の分析、関係機関・支援団体等へのヒアリング、学術文献やインターネットの情報などから、「子どもが抱える課題」「保護者が抱える課題」「学校、行政、地域等が抱える課題」「その他の課題」として、次のとおり整理しました。

(1) 子どもが抱える課題

特徴的な傾向

親からの必要な愛情と保育が受けられず、基本的な生活習慣を身につけていない。成長の各段階で必要となる衣・食・住の提供等を受けておらず、心身の健全な発達できていない。自尊心感情が低く家庭での学習環境や学校外教育が不十分であり、学力の遅れや低学力化がみられる。保護者の多くが多様な問題を抱えているため、周囲に安心して相談できる大人がいない。同世代との友達づきあいができず、社会性が身につかない。

具体例

- 1) 日常生活の問題
 - ・ 基本的な生活習慣を身につけていない。朝起きられず、学校に行けない。
 - ・ 衣服が汚れている、運動靴や上履きに穴があいている。
 - ・ 散髪していない。
 - ・ 朝食をとっていない、おなかをすかせている。
 - ・ 不登校や中途退学になる。
- 2) 子どもの健康問題
 - ・ 知的障害や発達障害の発見が遅れがちで適切な治療を行っていない。
 - ・ 食事が偏りがちで栄養が十分に摂れていない。
 - ・ 虫歯が多く、治療を受けていない。
- 3) 子どもの低学力や学習の遅れ
 - ・ 学校の成績があまりよくなく、学習が遅れがちである。
 - ・ 自宅で勉強できる環境にない。
 - ・ 進学に必要な学習塾に行けない。
 - ・ 外国籍の子どもの中には日本語指導が必要となる場合が多い。教科学習に必要な日本語力を身につけていないため、進学に必要な学力がつかない。
- 4) 自己肯定感を出しにくい
 - ・ 親を含めて安心して相談できる人がいない。
 - ・ 自分に自信がもてない。
 - ・ 交友関係が少なく、コミュニケーション能力に欠ける。

- ・他者や社会からのネガティブなレッテル (stigma:スティグマ) に対する引け目がある。
 - ・学力を身につけ進学することに対する意欲を持ってない。
 - ・職業選択や就業に対する意識を持ってない。
 - ・将来に対する希望を持ってない。
 - ・映画館、遊園地やテーマパークに連れていってもらえない。共通の会話に入れない。
- 5) 居場所がない
- ・クラブ活動やスポーツ少年団などに参加しない、参加できない。
 - ・習い事や塾に行けない。

(2) 保護者が抱える課題

特徴的な傾向

周囲に相談できる人がいないため、社会的に孤立している。多様な問題を抱えているため、働く場所、働く時間が限定されている。正規職員としての勤務に支障があるため不安定な非正規雇用となる場合が多い。「障がい」「依存」や「うつ」などの健康や精神の面で問題を抱え、適切な治療を受けていない。公的支援制度を知らない、知っていても活用しようとししない。

具体例

- 1) 保護者の就業の状況
 - ・働きたいが働く場所や仕事がない。
 - ・働いているが非正規雇用で十分な収入が得られていない。
 - ・障がいなどの影響で短時間の勤務しか出来ない。
 - ・子どもの面倒をみなくてはならないため、勤務時間が限定される。
 - ・専門的な技能を身につけていないため、低賃金での就労となりやすい。
- 2) 保護者の健康問題
 - ・障がいや精神疾患等を含む健康上の問題を抱えているが適切な治療を受けていない。
- 3) 保護者の「社会的孤立」
 - ・子どもの育て方が分からない。
 - ・身近に相談できる人が少ない、相談する先を知らない。
 - ・行政や民間の支援策について、知らない。支援に繋がりがたがらない (生活保護の受給資格があるにも関わらず受給申請していない。)
- 4) 保護者のその他の課題
 - ・住まいの持ち家率が低く、民間の賃貸住宅・アパートへの入居率が高い。
 - ・子育てに関心がない。
 - ・子どもの教育や進学に関心がない。
 - ・子どもの発達の遅れや発達の障がい等に対する理解が不足している。
 - ・収入が低い、貯金がない。
 - ・経済的な理由で子どもの大学進学をあきらめている。
 - ・経済的な理由で通学品や学用品の購入が負担となっている。
 - ・一時的な資金ニーズに対する対応が出来ない。

- ・ひとり親世帯（母子世帯）が多い。
- ・医療や法律などの専門的な支援が必要とされる場合が多い。

（３） 学校、行政、地域等が抱える課題

特徴的な傾向

子どもの貧困問題に対する理解が足りず、関係者間での問題（情報）の共有が図られていない。子どもの視点に立った連携対応が図られていない。専門家への迅速なつながりが出来ていない。

具体例

- 1) 教育現場（小学校、中学校、教育委員会）
 - ・貧困家庭の状況が共有されにくい。
 - ・子どもの貧困に対する基準が分かりにくい、問題意識が共有されにくい。
 - ・子どもの貧困に対する対応方針が明確でない、対応マニュアル等もない。学校間で対応がまちまちである。
 - ・専門家がない（どこに相談していいか分からない、具体的に何をすべきか分からない。）。
- 2) 行政
 - ・生活保護世帯とならないための対応策が弱い、不足している。
 - ・ひとり親世帯への子育て支援策の周知が不足している。
 - ・児童擁護施設を卒業した後の支援が不足している。
- 3) 支援団体（社会福祉協議会、NPO法人など）
 - ・情報共有の場がない。
 - ・支援に関する事業予算が足りない。活動費が足りない。
 - ・子どもの貧困に関する基準が不明確であり、支援の基準が分からない。
- 4) 地域、企業等
 - ・子どもの貧困に対する理解が足りない。
 - ・どこまで踏み込んでいいかわからない。
 - ・支援のあり方（支援先や支援方法）が分からない。
 - ・血縁関係が薄れていて家族や親族などからの支援がない、弱い。
 - ・地域の関係性が薄れている。
 - ・民生委員児童委員の活動内容が理解されていない。

（４） その他の課題

具体例

- ・子どもの貧困についての基準がない、不明確である。
- ・行政、学校、支援団体など、関係者間の役割が不明確である。
- ・学校（の教員）と他機関との情報共有の場が不足している。
- ・民間支援団体の相互連携が不足している。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

子どもの貧困対策については、貧困の世代間連鎖を断ち切るとともに、地域社会の担い手の健全な育成を図るためのものと考えます。

このため、子どもが生まれ育った環境、経済的な理由で子どもがその将来を左右されることがないように、子どもの貧困への取り組みについては経済的な視点に限らず、子どもの成長過程にも着目し、子どもの心や体の健康などの養育環境全般にわたる複層的な課題としてとらえます。

そして、本計画を子どもの保護者（親）も含めた、子どもを取り巻く諸課題の解決、貧困に起因する様々な困難の解消に向けた、市民全体の支え合いによる

「地域の担い手（子ども）の未来を切り拓く総合的な応援プラン」

とします。

2 基本方針

① 「教育機会の保障及び学校（教育）と福祉関連機関との連携」

学校教育による学力保障と、学校を窓口とした福祉関係機関との連携により学校外教育における機会均等や福祉支援に向けた早期のつなぎを図ります。

具体的には、就学援助制度の充実による学校教育の保障を図るとともに、学校内外の教育活動の充実を検討します。また、学校を拠点とした子どもの貧困へのみえる化への取り組みを強化します。

② 「発達・成長段階に応じた子どもと保護者への切れ目のない支援」

子どもにとって必要な支援を基本として、子どもを第一に考えその生活や成長に即した継続的な支援を行います。

具体的には、妊娠期から各成長段階に応じた切れ目のない支援体制の整備を図り、各家庭のニーズを踏まえ、子育て支援や親子の健康増進、相談体制の充実を図ります。また、生活基盤の安定に向けた保護者の就労支援や社会保障による適切な経済的支援などを総合的に推進します。

③ 「行政機関と学校、地域支援組織との情報共有」

行政と学校、地域、NPOなどの関係機関が連携・協働して、実効性のある支援を迅速かつ的確に行うため、関係者での情報共有の場を設置します。

具体的には、「地域円卓会議」（仮称）などの設置を通じて、地域社会全体で子どもの貧困に関する理解の醸成を図ります。また、個別支援の強化を目指し、行政、学校、地域・支援者等の顔の見える関係を構築します。

3 重点項目

- ① 子どもの貧困に対する社会的理解を促進し、子どもや保護者が安心して声をあげられる、相談しやすい体制を構築し、貧困の早期発見につなげます。
- ② 子どもの視点に立ち、学校・福祉・地域・支援団体などとの連携協働による迅速かつ実行性のある支援に向けたネットワークづくりを推進します。
- ③ 子どもたちの自己実現に向けた学校内外での教育機会の保障や取り組みの支援、子どもの居場所づくり、また、子育て支援や子ども・保護者の健康増進の促進、ひとり親家庭や生活困窮者などの保護者の自立に向けたきめ細やかな支援等、教育、福祉・保健の側面から支えます。

第4章 具体的な施策の方向性

1 教育支援の充実

■生きる力をはぐくむための学ぶ機会の保障

- ① 子どもたちが家庭の環境や世帯の所得に左右されることなく、自らの可能性を伸ばし夢に向かって努力できるための学ぶ機会の確保に向けた取り組みを進めます。

事業名	事業内容	担当課	事業対象					
			妊娠 期	乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	～ 18 歳(高 校 生 等)	保 護 者
私立幼稚園就 園奨励費補助 事業	保護者の経済的負担を軽減 するため、子ども・子育て支 援制度に移行していない幼 稚園に対して補助金を交付 する。	教育 総 務 課		○				○
就学援助費支 給事業（小・ 中学校）	義務教育の円滑な実施に向 けて、経済的理由により就学 困難な児童・生徒の保護者に 給食費や学用品費、新入学用 品費を支給し、誰もが等しく 充実した学校生活を送れる よう支援する。	教育 総 務 課			○	○		○
ひとり親家庭 小中学校入進 学支度金支給 事業	小中学校へ入進学する児童 がいるひとり親家庭（所得税 非課税世帯などの支給要件 を満たす家庭）に対して、入 進学時に支度金を支給する。	子 育 て 支 援 課			○	○		○
（新規）教職 員を対象とす る子どもの貧 困に関する啓 発	子どもの貧困問題に関する 教職員の理解を深めていく ため、講習会の開催、参加、 校内研修等を促進する。	教育 総 務 課			○	○		
（新規）保育 園等への就学 援助制度の周 知	保育園・認定こども園等の保 育施設に通う園児の保護者 に対して、小・中学校の児 童・生徒に対する就学援助制 度の周知を図るため、パンフ レットの作成・配布を行う。	教育 総 務 課		○				○
（新規）就学	就学援助費のうち、新入学児	教			○	○		○

援助（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給	童生徒学用品費について、小・中学校新入学前に準要保護認定を受けた保護者に対して支給する。	育総務課						
-----------------------	--	------	--	--	--	--	--	--

- ② 学校内外での教育活動の充実を図るとともに、子どもたちの成長段階に応じた体験の機会を提供し、将来、社会の一員として必要となる生きる力を身に付けるための多様な経験の場を提供します。

事業名	事業内容	担当課	事業対象					
			妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳(高校生等)	保護者
放課後子供教室	地域の子ども全般（主な対象者は小学生だが、中学生や小学生未満児も可）が、安全・安心な活動拠点（居場所）において、地域の方々の協力を得ながら、勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等を行う。	生涯教育課		○	○	○		
（新規）子どもの学習支援事業	教育委員会と連携し、生活困窮家庭の子どもに対して学習支援を実施する。	福祉課			○	○		

<参考>

事業名	事業内容	担当	事業対象					
			妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳(高校生等)	保護者
学習支援事業（山梨大学学生ボランティア連携事業）	母子寡婦福祉会会員の小学生から高校生に対して、山梨大学（学生ボランティア）との協働で学習支援教室を実施する。	中央市社会福祉協議会			○	○	○	

2 生活支援の充実

■安全で安心な子育て環境の整備と子ども・保護者の健康確保

- ① 子育て世帯が安心して働くための子育て環境、保育環境を整備するとともに、子どもの健やかな成長に向けて、子どもの居場所づくりなどに取り組みます。

事業名	事業内容	担当課	事業対象					
			妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳(高校生等)	保護者
保育所の優先入所	保育(2・3号)認定施設の入園選考について、利用調整基準の加算項目に「母子・父子家庭」の項を設けて審査を行う。	子育て支援課		○				○
一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、主として昼間において認定こども園、幼稚園、保育所その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う。	子育て支援課		○				○
延長保育事業	保育認定を受けた園児について、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で引き続き保育を実施する。	子育て支援課		○				○
病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する。	子育て支援課		○				○
障がい児保育対策事業	中央市の障がい児を保育する保育施設に対して、障がい児保育を行っている保育士の雇用に要する費用等を補助する。	子育て支援課		○				○
子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により、家庭において養育を受けることが一時的に困難とな	子育て		○				○

	った児童について、児童福祉施設において一定期間、養護・保護を行う。	支援課						
つどいの広場「笑」	乳幼児（未就園児）と、その保護者が気軽に集い、交流を図るとともに、ボランティアを活用しての育児相談を行うためのつどいの広場「笑」を開設する。	子育て支援課		○				○
ファミリーサポートセンター事業	乳幼児や小学生等の児童をもつ保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う。	子育て支援課		○	○			○
放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対して、授業終了後に児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その児童の健全な育成を図る。	子育て支援課			○			○
愛育会組織による子育て支援	地域で親子の見守り・声かけ活動を行うとともに、母親が育児事業に積極的に参加できるように託児や遊びの教室を実施する。	健康推進課		○				○
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の保護者の自立支援に向けて、生活や子どもに関する相談に応じることで、経済的困窮の状態を発見・改善する機会とする。	子育て支援課		○	○	○	○	○
（新規）各種子育て支援講座の周知と利用促進	子どもの貧困等に関する知識を備えた、子育て支援リーダー人材の確保に向けて、県が主催する子育て支援リーダー実力アップ講座などへの参加促進や子育て支援講座などを通じた子どもの貧困問題に関する理解促進を図る。	子育て生涯支援課		○	○	○		○

- ② 子どもと保護者の心身の健康増進に努めるとともに、生活の安定に向けた相談体制等の充実を図ります。

事業名	事業内容	担当課	事業対象						
			妊娠期	乳幼児期	小学生	中学生	～18歳(高校生等)	保護者	
母子健康手帳交付事業と妊婦健康相談の充実	月2～4回実施している母子手帳交付時に、個別面談を行い、健康相談等を通じて、経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課	○						○
母親学級・パパママ学級	妊娠・出産・育児の知識や技術の普及、不安の軽減と母親同士の交流・仲間づくりや父親への子育てへの意識づけを図るとともに、経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課	○						○
母親学級における妊婦の栄養指導	栄養士による栄養指導等を通じて、子どもの健全な成長に向けた規則正しい食生活の必要性の意識づけを図るとともに、経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課	○						○
妊婦一般健康診査事業・産婦健康診査事業	妊婦健診及び産後2週間と1か月に産婦健診を医療機関において実施する場合、費用の一部を助成し、産前・産後の健康状態を確認する。	健康推進課	○	○					○
乳・幼児健康診査事業	4か月児、7か月児、12か月児、1歳6か月児、2歳児、3歳児の発育・発達の確認、悩み事の相談、子育て仲間づくりなどを月1回実施する。身長・体重・診察・歯科検診・歯科指導・栄養指導・栄養相談・個別相談を通じて経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課		○					○
乳児一般健康診査事業	1歳未満の乳児を対象に、市の集団健診の他に医療機関において実施する乳児健康診査の費用を1人2回まで公費負担する。	健康推進課		○					○

予防接種	予防接種法に基づき疾病の集団発生を防ぐとともに、重症化の防止に向けて、定期接種を全額公費負担により実施する。	健康推進課		○	○	○		
新生児聴覚検査事業	難聴の早期発見・治療を目的に新生児聴覚検査を医療機関において実施し、当該費用の一部を助成する。	健康推進課		○				○
産後ケア事業	産後育児支援者がいない、育児不安があり専門職のサポートが必要な母親に宿泊型と日帰り型の産後ケアを実施し、当該費用の一部を助成する。	健康推進課	○	○				○
食育の推進	食育推進計画に沿った子どもたちへの食育を推進し、子どもの健やかな発育・発達を支援する。	健康推進課		○				
乳児健診における離乳食指導	乳児健診において栄養士による離乳食指導（集団・個別あり）を行い、子どもの健康増進を図る。	健康推進課		○				○
育児学級としての離乳食教室の実施	離乳食の基本を学び、併せて母親の交流を促進することなどで、子どもの健康増進を図るとともに、経済困窮家庭への経済支援制度の周知啓発等を図る。	健康推進課		○				○
幼児健診（1歳6か月児、3歳児健康診査）での食事・おやつ指導	栄養士による食生活の指導（集団・個別あり）を行い、子どもの健康増進を図るとともに、食生活を通じて経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課		○				○
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子どもの成長の確認や子育て支援に関する情報提供、育児不安の軽減、養育環境等の把握を行うとともに、住居の様子や家庭生活の聞き取りな	健康推進課		○				○

	どから経済的困窮状態を発見する機会とする。							
養育支援訪問事業	子育て不安や孤立感等を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要な家庭に対して、具体的な養育に関する指導助言等を訪問により実施するとともに、家庭訪問による住居の様子や家庭生活の聞き取りなどから経済的困窮状態を発見する機会とする。	健康推進課		○				○
すこやか相談	玉穂健康管理センターにて月2回栄養士・保健師による相談を実施するとともに、経済困窮家庭への経済支援制度の周知啓発等を図る。	健康推進課		○				○
電話による母子健康相談の充実	随時、不安や悩みの相談を電話で受け付けるとともに、経済的困窮状態の発見や経済困窮家庭への経済支援制度の周知啓発等を図る。	健康推進課		○				○
子どもの発達相談事業	子どもの成長発達に関する悩みや育児の心配事などを心理士が受け付けるとともに、経済的困窮状態の発見や経済困窮家庭への経済支援制度の周知啓発等を図る。	健康推進課		○				○
妊産婦及び乳幼児を持つ母親のストレスチェックとカウンセリング事業の推進	母親学級や乳幼児健診時にストレスチェックを行い、高得点者や希望者に実施するカウンセリングを通じて経済的困窮状態の発見や経済困窮家庭への経済支援制度の周知啓発等を図る。	健康推進課	○					○
生活困窮者自立相談支援事業（自立相談支援事業）	生活保護に至る前の生活困窮者や被保護者に自立支援の強化を図るため、総合的な相談を受け付け、将来的な子どもの進学にも目を向けるなど視野を広げて、一人ひとりに応じた自立に向けたプランを作成する。	福祉課						○

<p>(新規) 子どもの貧困対策事業の周知</p>	<p>子どもの貧困対策に関する事業の周知を図るため、パンフレットを作成する。</p>	<p>生涯教育課</p>						<p>○</p>
<p>(新規) 小・中学校等におけるフードドライブの啓発・要請</p>	<p>小・中学校や市内の企業等に対しフードドライブを広めることにより、食料支援を行っている団体に対して、食品の提供を行う。</p>	<p>教育総務課</p>		<p>○</p>	<p>○</p>			

3 保護者に対する就労の支援の充実

■生活の自立に向けた就労の確保

- ① 就労による生活の安定に向けて、働く場の確保や資格取得・教育訓練のための支援の充実等を図ります。

事業名	事業内容	担当課	事業対象					保護者
			妊娠 期	乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	～ 18 歳(高 校 生 等)	
生活困窮者自立相談支援事業（被保護者就労支援事業）	稼働年齢層のうちで稼働能力がある生活保護者に就労の機会を与える指導をするために就労支援員の設置を行う。	福祉課						○
自立支援教育訓練給付金事業	母子家庭の母又は父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあることなどの条件を満たすもの）に対して、能力開発の取組みを支援するため教育訓練の受講料の一部を支給する。	子育て支援課						○
高等職業訓練促進給付金等支給事業	母子家庭の母又は父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあることなどの条件を満たすもの）に対して、就労に向けての資格取得を促進するため修業期間のうち一定期間について給付金等を支給する。	子育て支援課						○

4 経済的支援の充実

■子ども家庭福祉の促進に向けた経済支援

- ① 世帯状況や所得に応じて生活保護や各種手当等を適切に支給し、子育てなどに関する経済的負担の軽減を図ります。

事業名	事業内容	担当課	事業対象					
			妊娠 期	乳 幼 児 期	小 学 生	中 学 生	～ 18 歳(高 校 生 等)	保 護 者
生活保護	病気や怪我で働けない、働いても収入が不十分であるなど、様々な理由で生活が困難な場合に使える制度で、最低限度の生活を保障し、自立を助長することを目的として、必要な生活費を給付する。	福祉課	○	○	○	○	○	○
生活困窮者自立相談支援事業（住居確保給付金）	離職者であって、就労意欲のある者のうち、住宅を喪失している又はその恐れのあるものに対して住宅費を支給する。	福祉課						○
生活困窮者就労準備支援事業（一時生活支援事業）	住宅喪失者に対し、一定期間、衣食住等の日常生活に必要な支援を行う。	福祉課						○
児童手当支給事業	0歳から中学校卒業までの児童を養育している人に対し、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を目的とするために手当を支給する。	子育て支援課		○	○	○		○
児童扶養手当支給事業	母子家庭の母又は父子家庭の父（児童18歳に達する年度末まで）に対して、経済的負担の軽減を図るために手当を支給する。	子育て支援課		○	○	○	○	○
ひとり親家庭医療費助成金支給事業	ひとり親家庭のうち所得税非課税世帯の母又は父と児童（児童18歳に達する年度末まで）に対し医療費の一部を助成する。	子育て支援課		○	○	○	○	○

子ども医療費 助成金支給事 業	15歳に達する日以後の最 初の3月31日までの子ど も(中学校3年生まで)に対 して、医療費の一部を助成す る。	子 育 て 支 援 課		○	○	○		○
実費徴収に係 る補足給付事 業	低所得で生計が困難である 世帯の園児が、通っている園 で必要となる日用品、文房具 等の購入に要する費用又は 行事への参加に要する費用 等の一部を補助する。	子 育 て 支 援 課						○
生活福祉資金 等償還金の利 子補給	母子家庭の母及び父子家庭 の父が母子・父子・寡婦福祉 資金の貸付けを納期までに 償還した際の利子を補給す る。	子 育 て 支 援 課						○

特記事項（ひとり親家庭への支援）

【教育の支援】

- ・ひとり親家庭小中学校入進学支度金支給事業

（支援内容）

小中学校へ入進学する児童がいるひとり親家庭（所得税非課税世帯などの支給要件を満たす家庭）に対して、入進学時に支度金を支給する。

【生活の支援】

- ・母子・父子自立支援員による相談支援

（支援内容）

ひとり親家庭の保護者の自立支援に向けて、生活や子どもに関しての相談に応じる。

- ・保育所の優先入所

（支援内容）

保育（2・3号）認定施設の入園選考について、利用調整基準の加算項目に「母子・父子家庭」の項を設けて審査を行う。

【保護者に対する就労の支援】

- ・自立支援教育訓練給付金事業

（支援内容）

母子家庭の母又は父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあることなどの条件を満たすもの）に対して、能力開発の取組みを支援するため教育訓練の受講料の一部を支給する。

- ・高等職業訓練促進給付金等支給事業

（支援内容）

母子家庭の母又は父子家庭の父（児童扶養手当の支給を受けているか又は、同様の所得水準にあることなどの条件を満たすもの）に対して、就労に向けての資格取得を促進するため修業期間のうち一定期間について給付金等を支給する。

【経済的支援】

- ・児童扶養手当支給事業

（支援内容）

母子家庭の母又は父子家庭の父（児童18歳に達する年度末まで）に対して、経済的負担の軽減を図るために手当を支給する。

- ・ひとり親家庭医療費助成金支給事業

(事業内容)

ひとり親家庭のうち所得税非課税世帯の母又は父と児童（児童 18 歳に達する年度末まで）に対し医療費の一部を助成する。

- ・生活福祉資金等償還金の利子補給

(事業内容)

母子家庭の母及び父子家庭の父が母子・父子・寡婦福祉資金の貸付けを納期までに償還した際の利子を補給する。

第5章 子どもの貧困に関する指標

1 子どもの貧困に関する指標一覧（国の大綱による指標）

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等進学率 92.8%
全日制 67.4%、定時制 11.7%、通信制 5.2%、中等教育学校後期課程 0.1%、特別支援学校高等部 6.9%、高等専門学校 0.4%、専修学校の高等課程 1.2%
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

- 生活保護世帯に属する子供の高等学校等中退率 4.5%
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

- 生活保護世帯に属する子供の大学等進学率
進学率 33.4%（大学等 20.0%、専修学校等 13.5%）
【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

- 生活保護世帯に属する子供の就職率
 - ・中学校卒業後の進路（就職率） 1.7%
 - ・高等学校等卒業後の進路（就職率） 45.5%【出所：厚生労働省社会・援護局保護課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

- 児童養護施設の子供の進学率及び就職率
 - ・中学校卒業後の進路
進学率 97.0%（高等学校等 95.2%、専修学校等 1.8%）
就職率 1.8%
 - ・高等学校等卒業後の進路
進学率 23.3%（大学等 11.1%、専修学校等 12.2%）
就職率 70.4%【出所：厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課調べ（平成 27 年 4 月 1 日現在）】

- ひとり親家庭の子供の就園率（保育所・幼稚園） 72.3%
【出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査】

- ひとり親家庭の子供の進学率及び就職率
 - ・中学校卒業後の進路
進学率 93.9%（高等学校 92.8%、高等専門学校 1.1%）
就職率 0.8%

・高等学校等卒業後の進路

進学率 41.6% (大学等 23.9%、専修学校等 17.8%)

就職率 33.0%

【出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査（特別集計）】

○スクールソーシャルワーカーの配置人数及びスクールカウンセラーの配置率

・スクールソーシャルワーカーの配置人数 1,186 人（平成 26 年度実績）

・スクールカウンセラーを配置する小学校、中学校の割合（平成 25 年度実績）

小学校 56.9%

中学校 87.1%

【出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ】

○就学援助制度に関する周知状況

・毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 67.5%

・入学時に学校で就学援助制度の書類を配付している市町村の割合 66.6%

【出所：文部科学省初等中等教育局児童生徒課調べ（平成 26 年度）】

○日本学生支援機構の奨学金の貸与基準を満たす希望者のうち、奨学金の貸与を認められた者の割合（無利子・有利子）

・無利子 予約採用段階：61.6% 在学採用段階：100.0%

・有利子 予約採用段階：100.0% 在学採用段階：100.0%

【出所：独立行政法人日本学生支援機構調べ（平成 26 年度実績）】

○ひとり親家庭の親の就業率

・母子家庭の就業率：80.6%

（正規の職員・従業員：39.4% パート・アルバイト等：47.4%）

・父子家庭の就業率：91.3%

（正規の職員・従業員：67.2% パート・アルバイト等：8.0%）

【出所：平成 23 年度全国母子世帯等調査】

○子供の貧困率 13.9%

【出所：平成 28 年国民生活基礎調査】

○子供がいる現役世帯のうち大人が一人の貧困率 50.8%

【出所：平成 28 年国民生活基礎調査】

2 中央市が目指す子どもの貧困に関する目標値

本計画の進捗や対策の効果等を検証・評価するため、以下の【達成目標】の実現に向けて、【支援施策・支援事業の指標と数値目標】を設定して取り組んでいきます。

【達成目標】

経済的困窮を理由として本市の子どもたちが将来の選択肢を狭められることなく、教育機会の保障、発達・成長段階に応じた子どもと保護者への支援等を推進し、子どもの貧困問題に関する理解を深めていくことで、安心して声を上げやすい地域社会を構築し、世代間の貧困の連鎖を断ち切る。

【支援施策・支援事業の指標と数値目標】

本計画の推進にあたり、進捗状況を評価するため、以下のとおり、指標とその目標値を設定します。

指標の項目	現状	目標 (H34年度)
指標とする理由		
児童扶養手当受給世帯における就学援助費支給捕捉率（教育の支援・経済的支援）	79.5% (H29年度実績)	95%
児童扶養手当受給者は、就学援助費支給対象者であるため、就学援助費支給捕捉率を上げることで経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者は、給食費や学用品費等が支給され、支給を受けた世帯の子どもは等しく充実した学校生活を送ることができる。その方策として、現在、各小・中学校を通して就学援助費に関する書類を全世帯に配布しているが、さらに児童扶養手当申請窓口で就学援助費支給に係るパンフレットを渡すことでさらに周知・啓発に努め、就学援助費支給捕捉率の向上につなげる。		
スクールソーシャルワーカー（SSW）への相談体制の構築（教育の支援）	—	SSWへの相談体制の構築
児童生徒の問題行動の改善や児童生徒を取り巻く教育環境等の改善に資する相談体制の強化を図るため、スクールソーシャルワーカーに相談できる体制を構築する。		
低所得世帯のための学習支援教室の開催会場数（教育の支援）	—	2か所
経済的理由で学校外の有償教育を受けられない子どもを対象にした学習支援教室を開催する。開催会場の複数設置を進め、子どもが参加しやすい環境を整備し、教育格差の解消を目指す。また、教室にいるスタッフ等の大人とのふれあいを通して、人生の目標と		

なりうる人との出会い・ふれあいの場としても期待する。		
乳幼児健康診査受診率（生活の支援）	98.1% (H28年度実績)	99.5%
各年齢で実施する乳幼児の健康診査の受診率を上げることで、多くの子どもの段階的な発育や健康状態を把握し、経済的理由に起因する健康に関する問題の早期発見に努めることができる。また、親との面談を重ねて実施していくことで、子育てをしていくにあたっての生活の変化に応じた相談を受け、支援へとつなげる窓口とすることができる。併せて未受診者についても後日、連絡を取り合うなど、切れ目のない支援体制とする。		
ひとり親家庭の親の就業率 (保護者に対する就労の支援)	90.5% (H29年度実績)	94%
ひとり親家庭の親は、子どもをひとりで監護しなければならず、就業にあたって雇用条件の制約を受けることもある中、母子・父子自立支援員が未就業者である親の就業相談に応じ、ひとり親のためのサポート事業を活用するなどハローワークと連携して、正規雇用などの安定した職と収入の確保に向けた就業支援を行うことで、家庭内の経済的負担を軽減し、親の経済的自立促進を図る。		
ふるさとづくり応援寄附金（通称：ふるさと納税） における寄附金使途メニューへの「子どもの貧困 対策事業」の追加と寄附金額	—	50万円
中央市では、現在、ふるさとづくり応援寄附金（通称：ふるさと納税）において、4つの使途メニューから選んで寄附を行うことになっているが、使途メニューとして「子どもの貧困対策事業」の項目を追加して、子どもの貧困対策に関する事業を推進するための財源の確保に努める。		

【中央市における子どもの貧困の目安】		
中央市における子どもの貧困の目安を「就学援助費の受給の有無」とします。		
ただし、就学援助率は経済情勢や社会環境の変化の影響を受けやすいことから指標としては設定しません。		
<参考数値>		
就学援助率	国	15.43%（平成27年度）
	山梨県	9.97%（平成27年度）
	中央市	10.79%（平成28年度）
※国と山梨県の数値は「就学援助実施状況等調査」（文部科学省ホームページ）より引用する。		

第6章 計画の推進（誰もが参加しやすい地域づくり）

1 社会的理解の促進に向けて

「貧困は見えにくい」ため、想像力を働かすことが必要となります。

例えば、貧困の連鎖を放置すると、必要な支援をすれば将来の納税者になり得る子どもたちが生活保護受給者となり、税金を使うことになる可能性が少なくありません。つまり、子どもの貧困を放置することは将来的な税や社会保障費の純負担に繋がることから、他人事ではなく社会全体で考えていくべき課題であります。

また、この問題は日本人に限らず、日本語を母語としない子どもへの対策も重要な課題となることを意味しています。

子どもの貧困は親の責任であるから「皆さんの問題であって、私たちの問題じゃないし、社会の問題でもない。」と考える方もいるかもしれませんが、これは間違っています。

経済的に困窮している親の多くは「働かなくて困窮している」のではなく、「一生懸命働いても困窮している」状況です。これは本人の努力の域を超えている場合が少なくありません。また、現代社会においては予期せぬ事故や疾病などによって、貧困に陥る可能性が誰にでもあることを忘れてはなりません。

子どもの貧困問題の解決に向けては、この問題を社会全体の問題として理解し、一緒に暮らす地域の一員として、隣人に関心を持ち、思いをめぐらす必要があります。

このため、子どもの貧困に関する社会的な理解の促進に向けて、広報誌やホームページなどを活用して本計画の住民への周知を図るとともに、講演会の開催などを通じて「子どもの貧困問題」への理解を深めることとします。

2 連携・協働による推進体制の構築

子どもの貧困対策はこれをやれば解決するというものではありません。その子どもや家庭のおかれた状況に応じて行政相談や行政支援を行うとともに、行政では把握出来ない、見えにくい課題について、支援団体や地域によるきめ細かい支援が必要とされます。

このため、本計画の推進に向けては、市民・自治会、支援団体・社会福祉協議会、学校や行政などが連携・協働するとともに、特に地域の支援者や団体などと学校などが連携して対応するために情報を共有し、進捗状況の把握や点検、子どもの貧困対策の推進にあたっての支援体制の点検や助言、協議等の場としての「地域円卓会議」（仮称）を設置し、関係者間での顔の見える関係を構築します。

なお、迅速かつ効果的な支援の構築に向けては、支援者間での緊密な連絡・調整が必要となることから、地域の実情に応じた組織運営を図ります。

① 市民や地域の役割

- ・子どもの貧困への理解を深めるとともに、地域の全体課題として関心を持ち、学校を核とした地域力の強化と将来を担う子供たちの健全な育成について地域が自主的に取り組みます。

② 支援団体（社会福祉協議会を含む）の役割

- ・行政や学校などとの緊密な情報交換と円滑な連携により、行政だけでは対応できないきめ細かい支援について迅速に取り組みます。

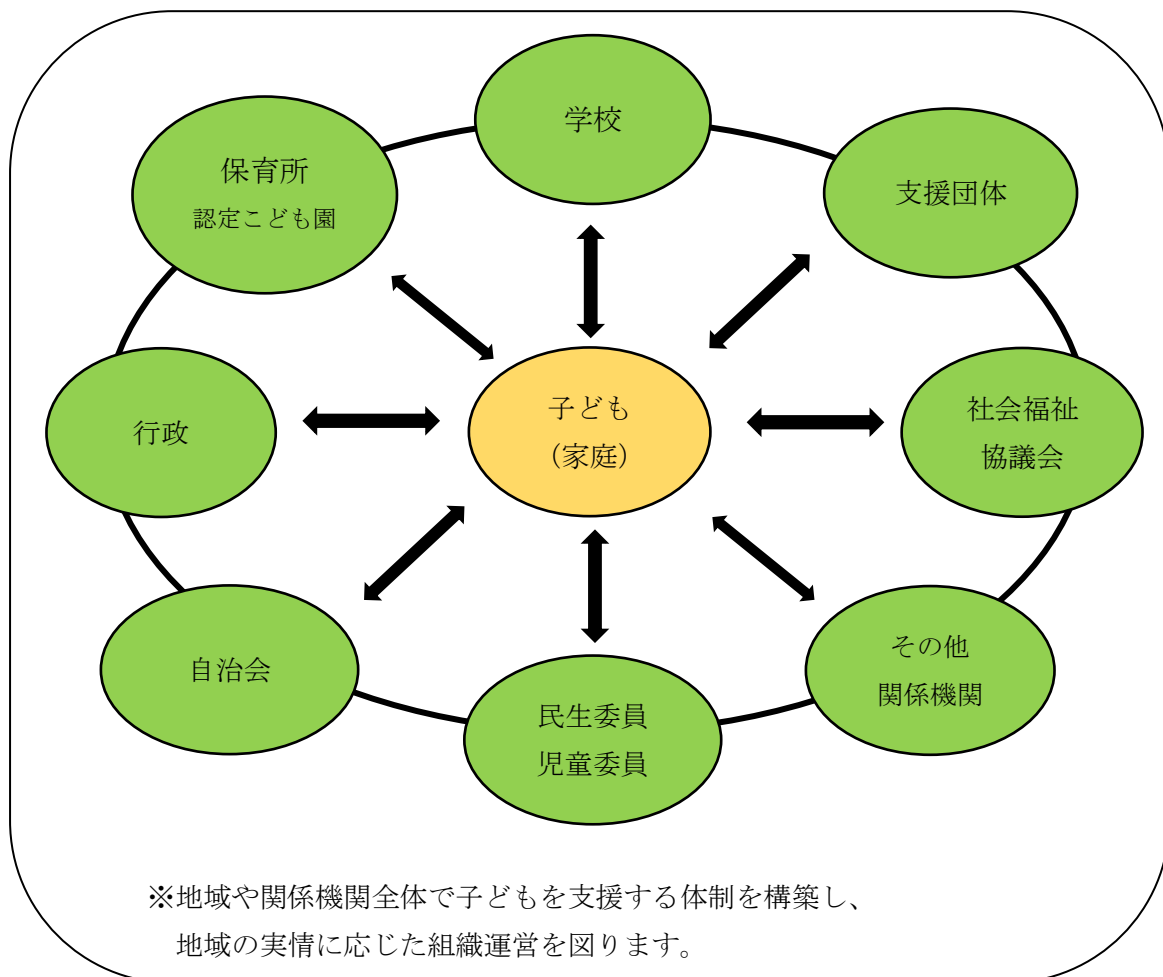
③ 小中学校の役割

- ・子どもの学校生活を通じて貧困のみえる化に努めるとともに、必要となる支援に向けて関係者との円滑な連携に取り組みます。

④ 行政の役割

- ・子どもの貧困に対する社会的理解の促進を図るとともに、子どもとその家庭の実情に応じた、切れ目のない総合的で包括的な支援に取り組みます。
- ・関係者との情報共有を通じて、関係者間での連携協働を図るとともに、困難を抱えている人が安心して相談できる地域社会の構築に取り組みます。

【地域円卓会議（仮称）のイメージ】

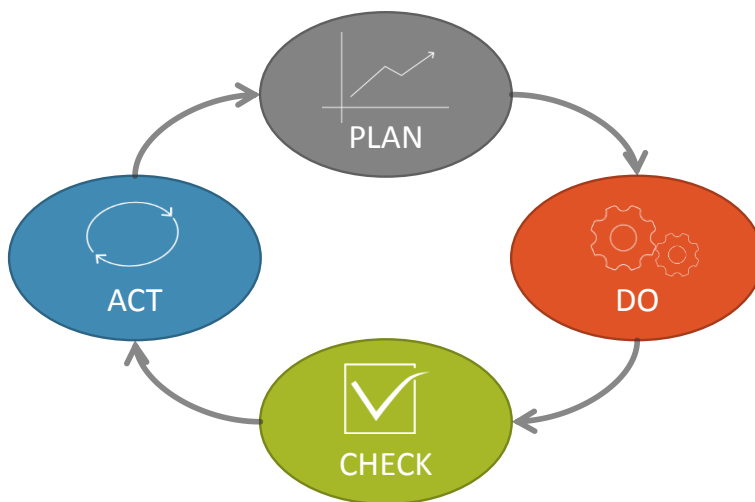


3 計画の進行管理

本計画では実効性のある支援の実施に向けて、「中央市子どもの貧困対策推進連絡調整会議（連絡調整会議）」を庁内に設置し、教育・福祉などの関係各課が連携して横断的な対応を図るとともに、PDCAサイクルにより各種施策・事業の効果を検証し、必要に応じた見直しを行っていきます。

また、計画の進捗状況等については、毎年度、「地域円卓会議（仮称）」に報告し、意見を求めることとします。

【PDCAサイクルのイメージ図】



「Plan=計画」

目標を設定し、目標達成のために何をすべきか仮説を立て、プランニングすることです。何をするのか・誰に対してするのか・なぜするのか・どのくらいの量を行うのか・いつまでに行うのかなど基本の5W1Hを更に詳しく分解して考えていきます。

「Do=実行」

計画をもとに実行することです。計画したことを意識し、結果が分かるように、時間を測る・数を数えるなど数字を付けることが大切です。

「Check=評価」

計画に沿った実行が出来ていたのかを検証することです。実行した結果が、良かったのか悪かったのかを判断します。その時に、実行で述べた数字を付けておくと具体的根拠ができるので検証の正確性が増します。

「Act=改善」

検証結果で見た、課題の解決策を考え改善することです。実行した結果、この計画を続けるか・止めるか・改善して実行するかなどを、この段階で考えます。この時に、次のサイクルの「Plan」を意識して考えることが重要なポイントです。

資料編

1 子どもの貧困に関する関係部署・団体等一覧（申請・相談窓口の紹介）

関係部署・団体等	内 容	電話番号
中央市役所の主な窓口		
教育総務課	就学援助等、教育支援に関すること。	055 (274) 8521
生涯教育課	放課後子ども教室等、子どもの居場所づくりに関すること。	055 (274) 8522
中央市福祉事務所(福祉課)	生活保護、生活支援等、福祉全般に関すること。	055 (274) 8544
健康推進課	妊産婦の健康、子どもの健康等に関すること。	055 (274) 8542
子育て支援課	保育園や放課後児童クラブの申請、ひとり親家庭に関する手続き等、子育て支援に関すること。	055 (274) 8557
中央市内団体の主な窓口		
中央市社会福祉協議会	地域福祉等、各種福祉支援に関すること。	055 (274) 0294

2 策定の経緯

年月日	会議等	内 容
平成 30 年 1 月 11 日	第 1 回検討委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・委員委嘱 ・中央市子どもの生活アンケート調査報告 ・子どもの貧困に対する現状と課題 ・意見交換
平成 30 年 2 月 8 日	第 2 回検討委員会	・中央市子どもの貧困対策推進計画（素案）の検討
平成 30 年 2 月 22 日	第 3 回検討委員会	・中央市子どもの貧困対策推進計画（素案）の検討
平成 30 年 3 月 9 日	第 4 回検討委員会	・中央市子どもの貧困対策推進計画（素案）の検討
平成 30 年 3 月 14 日	パブリックコメントの実施	平成 30 年 3 月 27 日まで

3 中央市子どもの貧困対策推進計画 策定検討委員名簿

	区 分	氏 名	役 職	備考
1	教育関係者	松村 秀彦	中央市教育委員会教育長職務代理者	
2	学校関係者	内藤 和久	田富小学校校長	
3	福祉関係者	吉留 光廣	中央市民生委員児童委員協議会会長	副議長
4	福祉団体	鷹野 守	中央市社会福祉協議会事務局長	
5	教育・保育団体	中澤 雅也	学校法人中澤学園理事長	
6	子育て支援団体	平沢 理恵	おんぶコアラ代表	
7	民間支援団体	米山 恵子	認定NPO法人フードバンク山梨理事長	
8	学識経験者	下村 幸仁	山梨県立大学人間福祉学部教授	議長
9	行政関係（教育）	原田 廣明	中央市青少年育成カウンセラー	
10	行政関係（教育）	中楯 孝博	中央市教育総務課課長	
11	行政関係（福祉）	桜木 達也	中央市福祉課課長	
12	行政関係（福祉）	田中 俊浩	中央市子育て支援課課長	
13	行政関係（福祉）	中込 裕司	中央市健康推進課課長	

(順不同、敬称略)

4 山梨県が実施した「やまなし子どもの生活アンケート」について（一部抜粋）

山梨県が保護者とその子どもに対して独自に実施した「やまなし子どもの生活アンケート」に関して、山梨県全体の集計結果とそのうち中央市民回答分の集計結果との比較を一部抜粋ではあるが行って、中央市の実状を把握するための参考資料とする。

【アンケート調査の概要】

- (1) 実施時期：平成29年7月10日～7月19日
- (2) 調査方法：調査票を小中学校及び高校を通じて配付及び回収
- (3) 調査対象及び回収数等（県全体） (人)

調査対象	保護者				子ども			合計
	小1	小5	中2	高2	小5	中2	高2	
配付数	800	890	924	710	890	924	710	5,848
	3,324				2,524			
回収数	3,105				2,365			5,470
回収率	93.4%				93.7%			93.5%

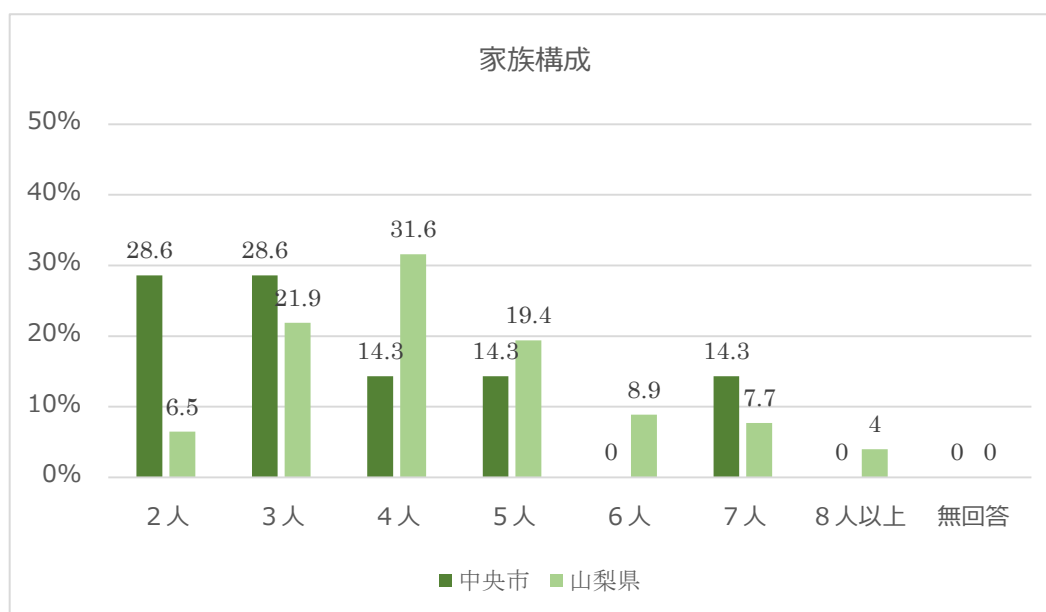
出典：やまなし子どもの生活アンケート報告書

【アンケート調査の結果】

(1) 保護者

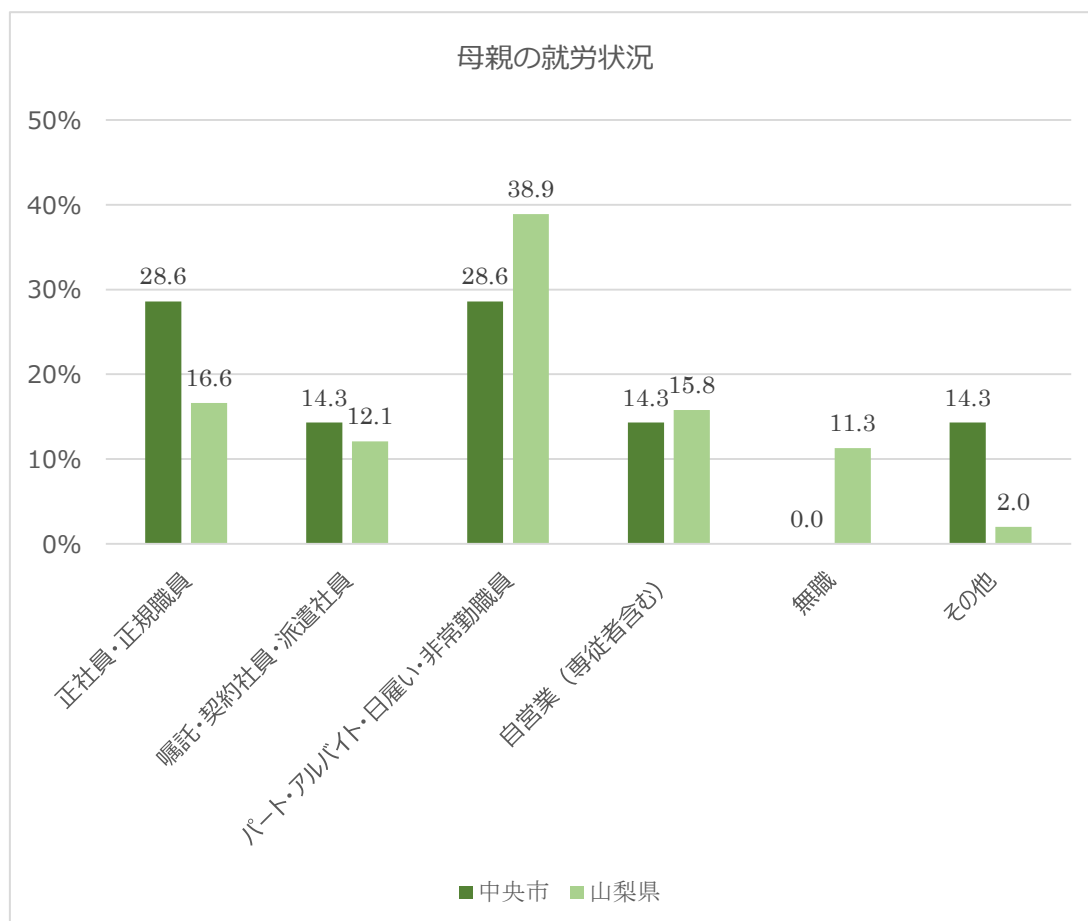
① 貧困線に満たない世帯の同居家族数（質問3）

中央市では「2人」「3人」が28.6%で最も高く、県全体では「4人」が31.6%と最も高く、次いで「3人」が21.9%となった。



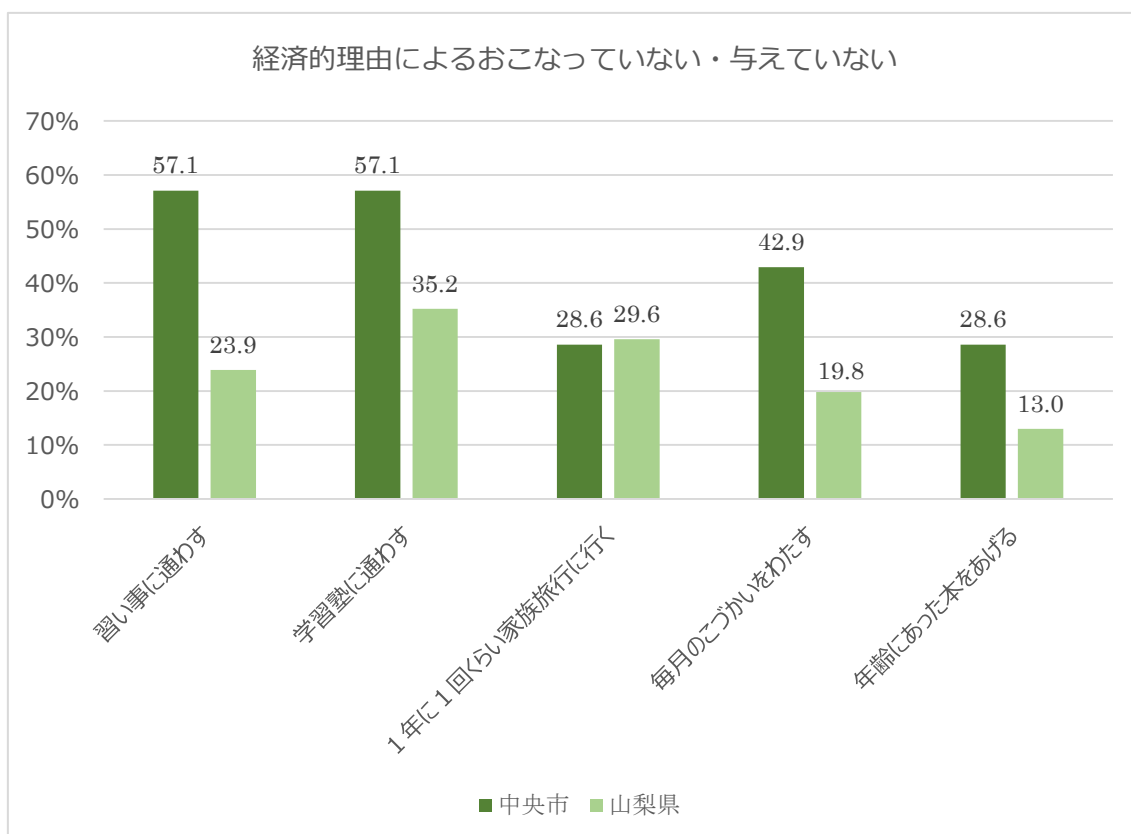
② 貧困線に満たない世帯の母親の就労状況（質問8）

中央市では「正社員・正規職員」が28.6%と3割弱となったが、県全体では16.6%と2割を切った。



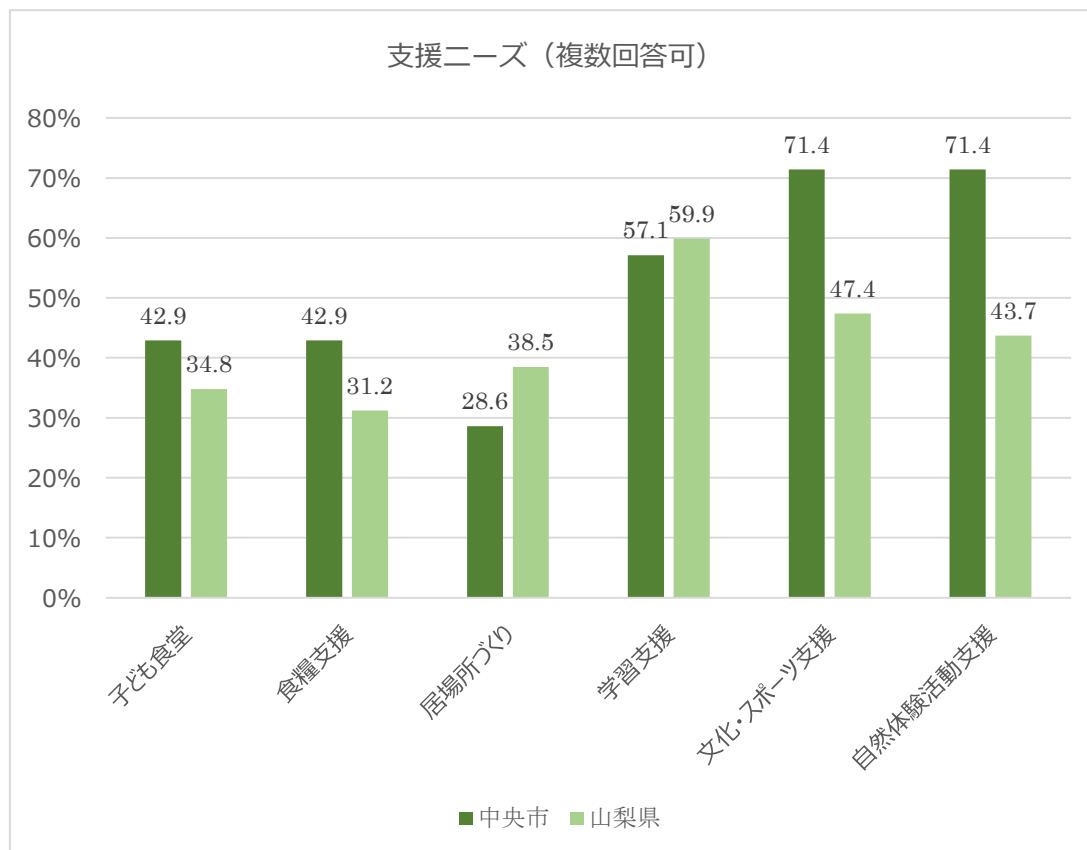
③ 貧困線に満たない世帯が経済的理由でおこなっていないこと・与えていないこと（質問12）

中央市では「習い事に通わず」「学習塾に通わず」が57.1%で最も高く、県全体では「学習塾に通わず」が35.2%で最も高く、次いで「1年に1回くらい家族旅行に行く」が29.6%となった。



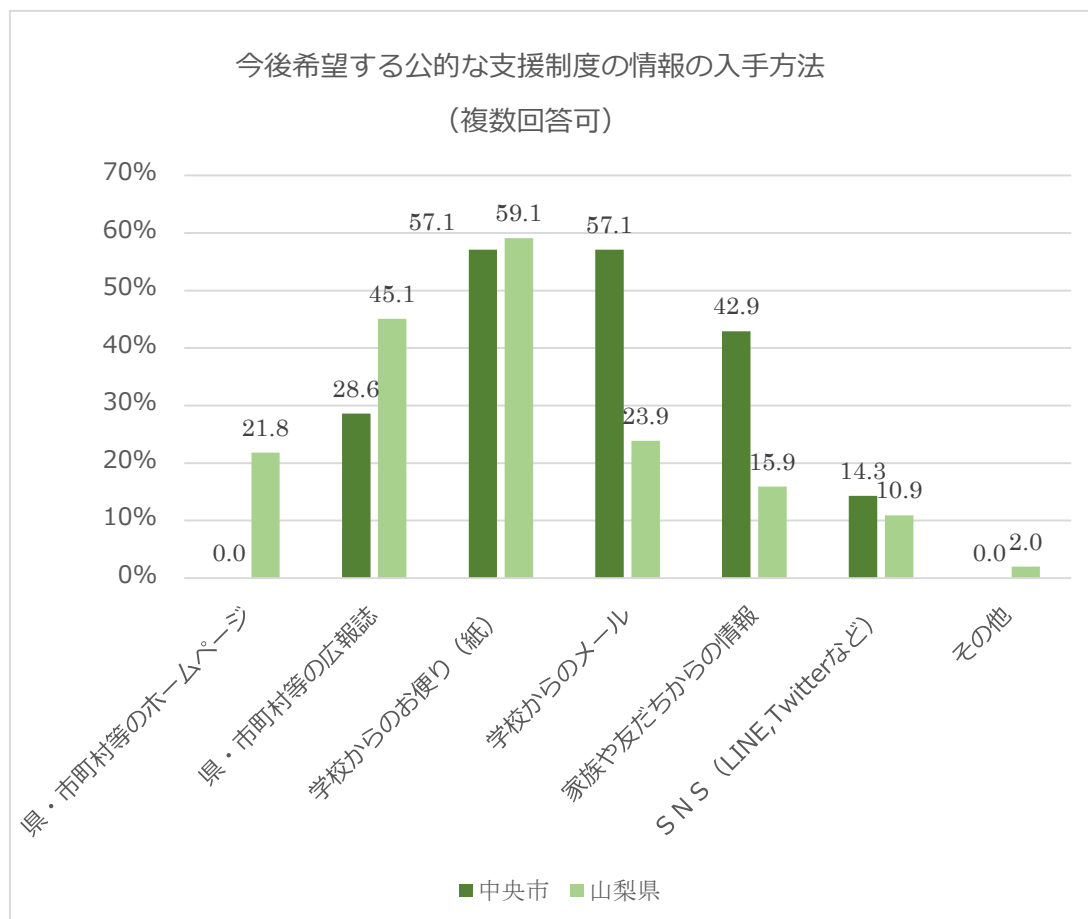
④ 貧困線に満たない世帯の支援ニーズ（複数回答可）（質問16）

中央市では「文化・スポーツ支援」「自然体験活動支援」が71.4%で最も高く、県全体では「学習支援」が59.9%で最も高く、次いで「文化・スポーツ支援」が47.4%となった。



⑤ 貧困線に満たない世帯が希望する公的な支援制度の情報の入手方法(複数回答可)(質問15)

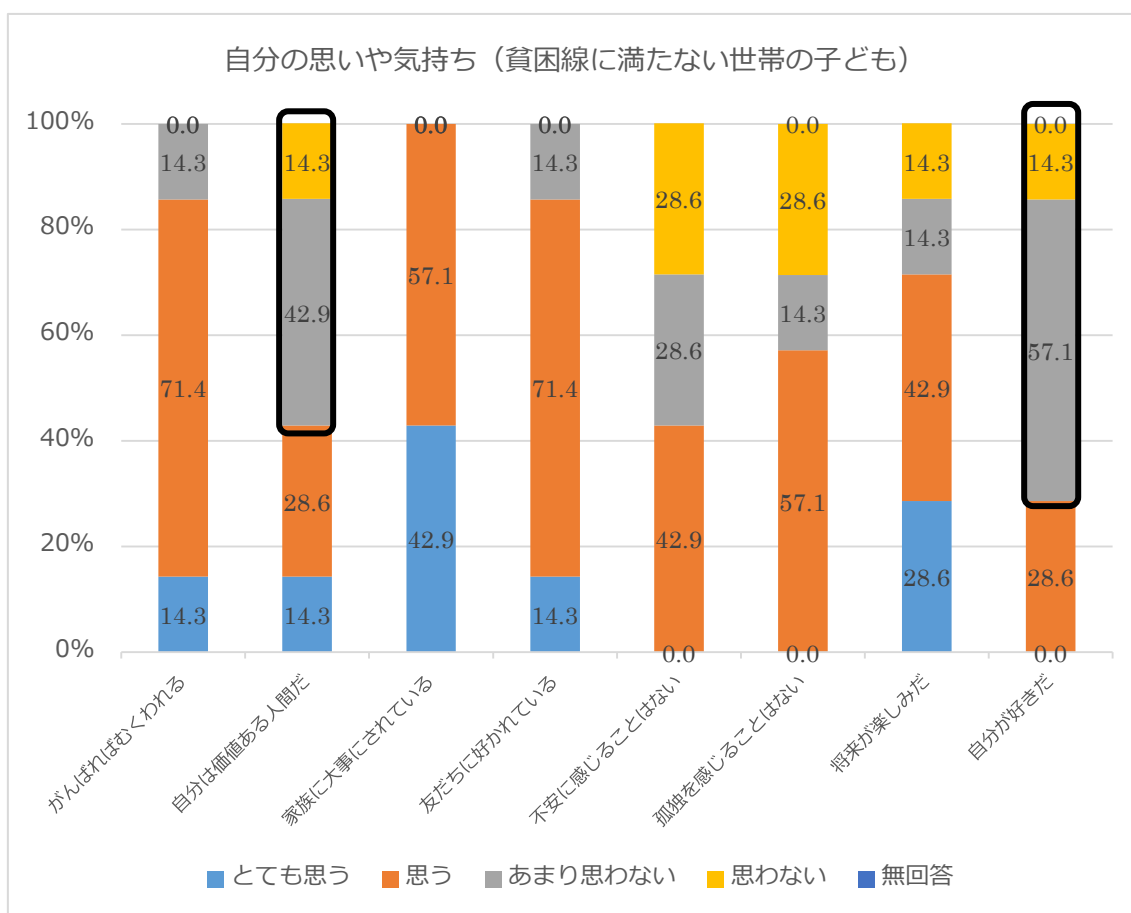
中央市では「学校からのお便り(紙)」「学校からのメール」が57.1%で最も高く、県全体では「学校からのお便り(紙)」が59.1%で最も高く、次いで「県・市町村等の広報誌」が45.1%となった。

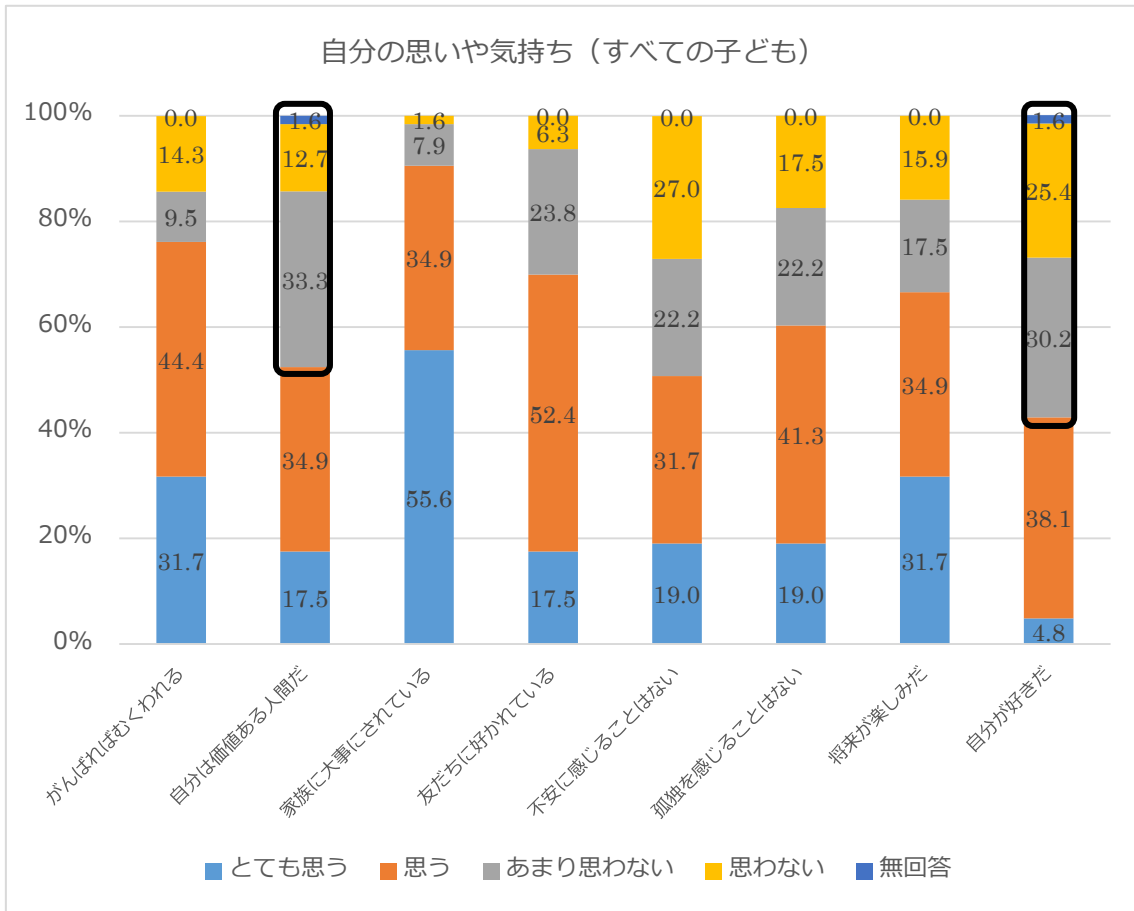


(2) 子ども（中央市のみ）

① 自分の思いや気持ち

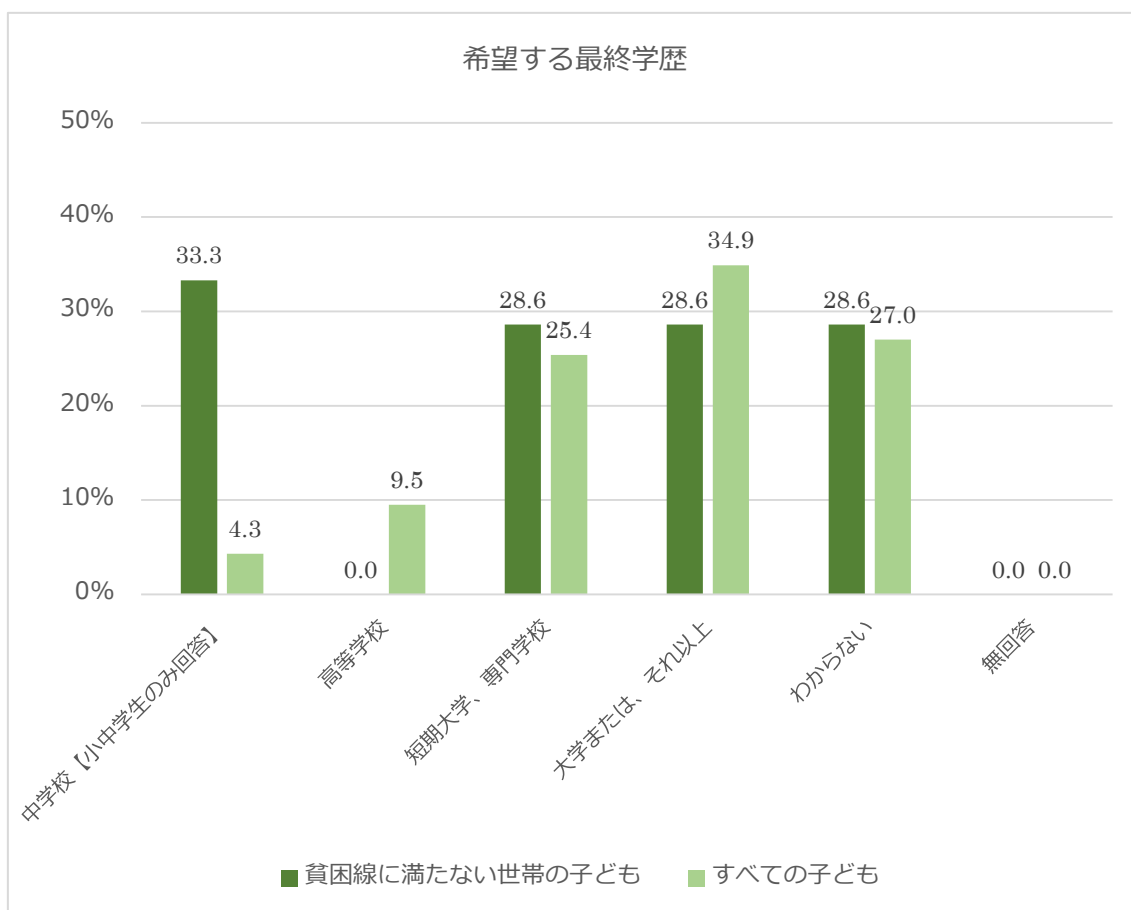
自己肯定感に関する設問（「自分が好きだ」「自分は価値ある人間」）について、貧困線に満たない世帯の子どもの否定的な回答（「あまり思わない」と「思わない」の回答の合計）については、それぞれ71.4ポイント、57.2ポイントとなり、すべての（世帯の）子どもの55.6ポイント、46.0ポイントに比べて10ポイント以上も高かった。





② 希望する最終学歴

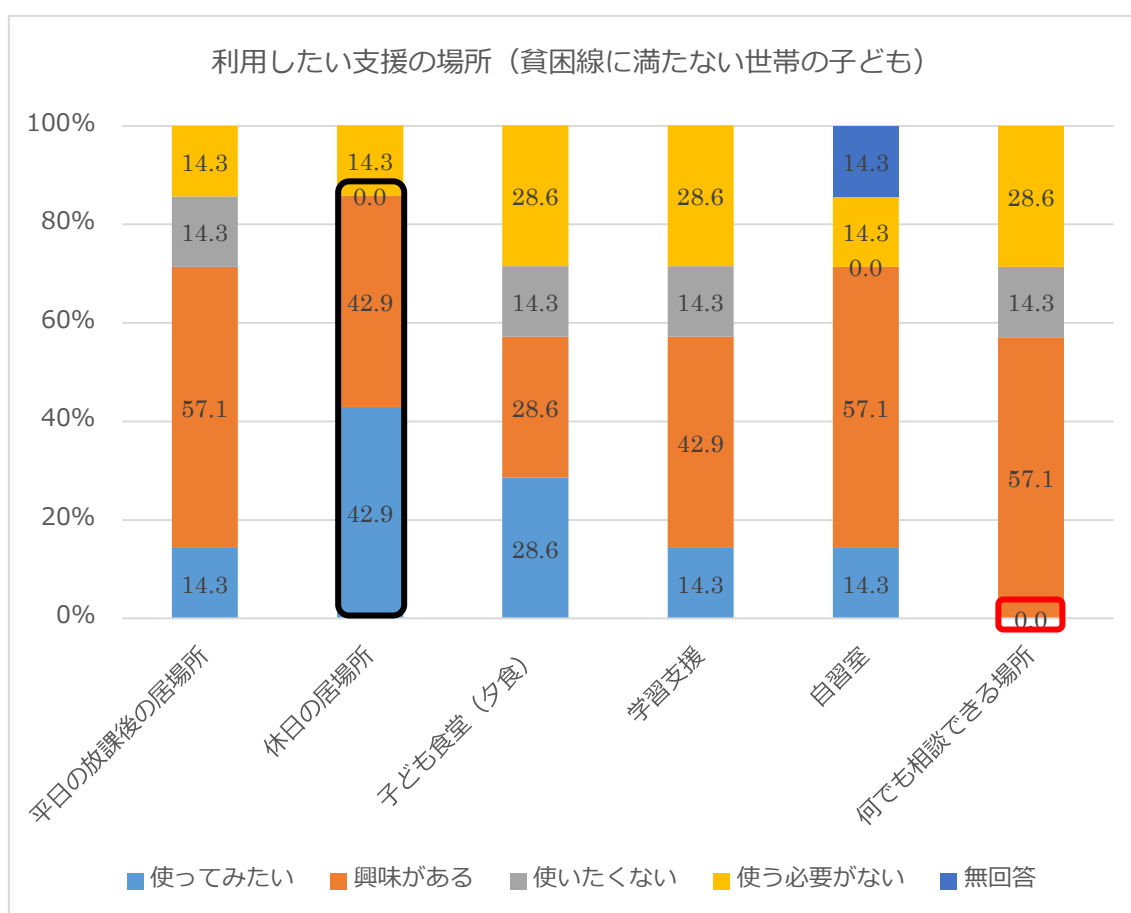
貧困線に満たない世帯の子どもについて、「中学校」が33.3%で最も高く、すべての（世帯の）子どもの4.3%に比べて著しく高かった。



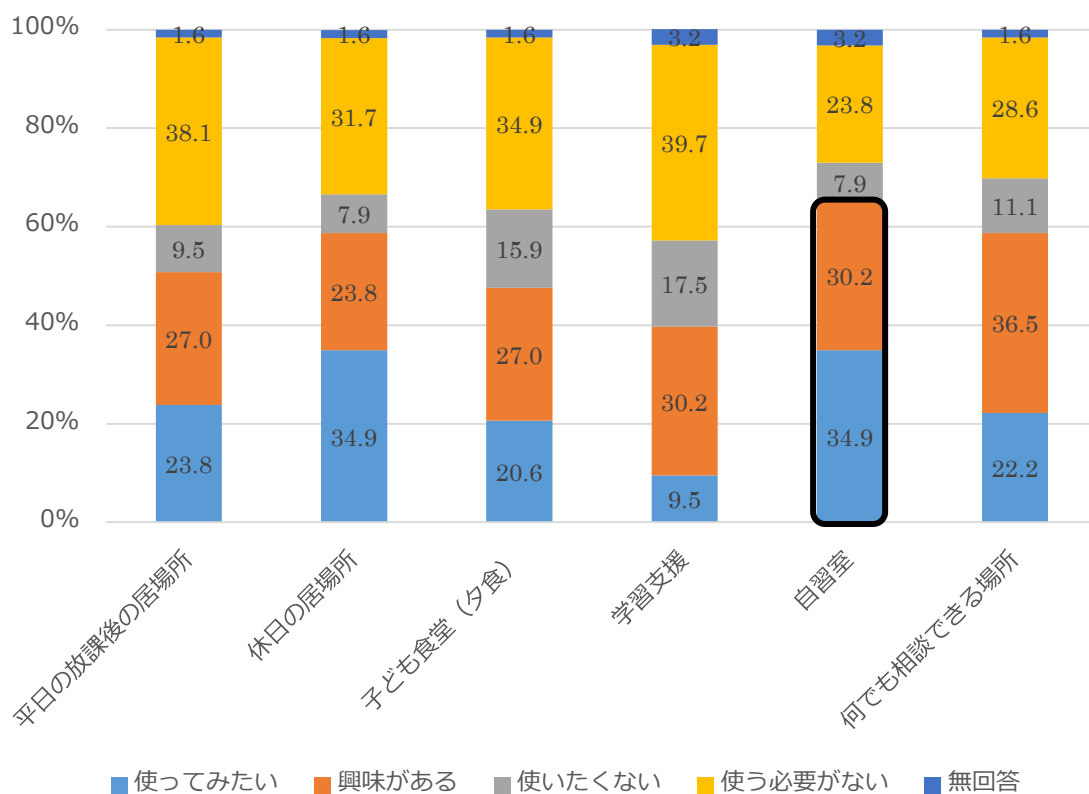
③ 利用したい支援の場所

利用に前向きな回答（「使ってみたい」と「興味がある」の回答の合計）について、貧困線に満たない世帯の子どもについては、「休日の居場所」が 85.8 ポイントで最も高かったのに対して、すべての（世帯の）子どもについては、「自習室」が 65.1 ポイントで最も高かった。

その他、貧困線に満たない世帯の子どもについては「何でも相談できる場所」の「使ってみたい」との回答が全くなく、身近に何でも相談できる場所（人）がない（いない）ため、使ってみたいと思うことが想定しにくかったのではないかと推測される。



利用したい支援の場所（すべての子ども）



中央市子どもの貧困対策推進計画

平成30年3月発行

発行／中央市 生涯教育課

住所／〒409-3892 山梨県中央市臼井阿原301-1

電話／055-274-8522

FAX／055-274-7132

E-mail／skyouiku@city.chuo.yamanashi.jp